

令和6年度 事業概要

さいたま市男女共同参画推進センター

パートナーシップさいたま



目 次

I 男女共同参画推進体制

- 1 男女共同参画推進体制 2

II 男女共同参画推進センターのあらまし

- 1 設置目的 6
- 2 名称・所在地・開設年月日 6
- 3 愛称 6
- 4 組織 6
- 5 機能 7
- 6 センターの施設概要 8
- 7 事業検討会議 11

III 令和6年度事業実施状況

- 1 実施事業一覧表 13
- 2 事業の内容 15
 - (1) 企画推進事業 15
 - (2) 相談事業 18
 - (3) 情報収集・提供事業 29
 - (4) 学習・研修事業 34
 - (5) 団体活動・交流支援事業 45
 - (6) 調査・研究事業 49
- 3 施設の利用状況 50

IV 参考資料

- 1 センター施設の利用案内 53
- 2 世界・国・埼玉県・さいたま市の男女共同参画推進の施策 55

V 条例等

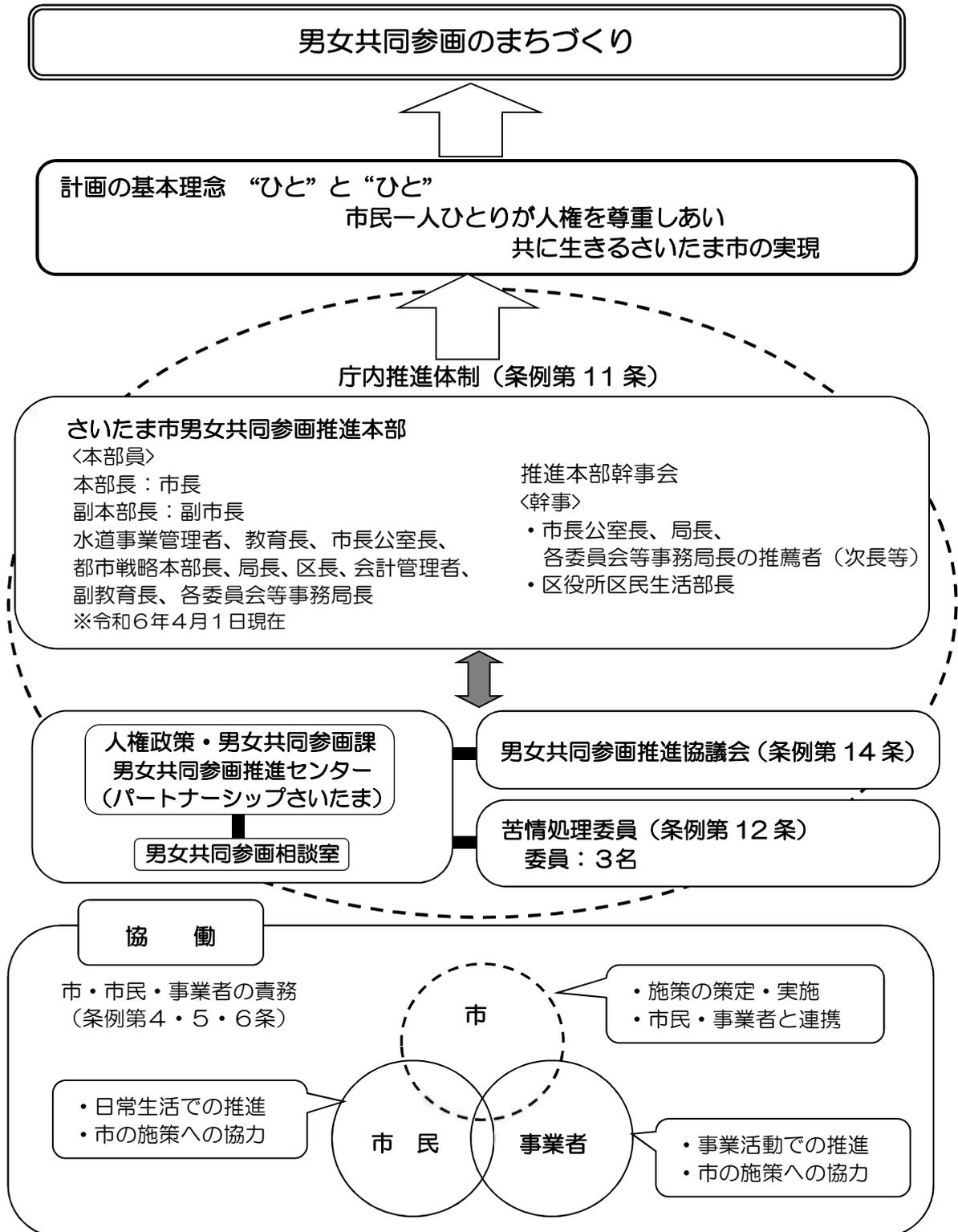
- さいたま市男女共同参画のまちづくり条例 65
- さいたま市男女共同参画のまちづくり条例施行規則 69
- さいたま市男女共同参画推進協議会規則 72
- さいたま市男女共同参画推進センター条例 73
- さいたま市男女共同参画推進センター条例施行規則 77
- さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策
関係機関ネットワーク会議要綱 79
- さいたま市困難な問題を抱える女性支援関係機関ネットワーク会議要綱 83
- さいたま市男女共同参画推進センター広報誌編集員設置要綱 87

I 男女共同参画推進体制

1 男女共同参画推進体制

(1) さいたま市の男女共同参画推進体制図

男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、さいたま市男女共同参画推進本部を設置し、全庁的に取り組んでいます。



(2) さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン

「男女共同参画社会基本法第」第14条第3項及び「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第10条第1項に基づく基本計画として、「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指し、各施策を推進しています。

基本理念

“ひと”と“ひと” 市民一人ひとりが人権を尊重しあい共に生きるさいたま市の実現

● 「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」(平成 16～20 年度)

● 「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」(平成 21～25 年度)

● 「第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」(平成 26～30 年度)

● 「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」(令和元～令和 5 年度)

● 「第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」(令和6～令和 10 年度)

※ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画（DV防止基本計画）」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「さいたま市女性活躍推進計画」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく「さいたま市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を包含します。

プランにおける6つの重点事項

- 1 男性にとっての男女共同参画の推進
- 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- 3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 女性活躍
- 4 女性の経済的自立に向けた取組の推進 女性活躍
- 5 DV被害者の安全確保と支援体制の充実 困難女性 DV
- 6 DVからの子どもの安全確保及び必要な支援の充実 困難女性 DV

※ 女性活躍: 女性活躍推進計画関係

※ 困難女性: 困難女性支援計画関係

※ DV: DV防止基本計画関係

計画の目標

- I 人権を尊重しあい男女共同参画をすすめるまちづくり
- II 固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見等を解消し多様な生き方ができるまちづくり
- III 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり
- IV 男女が仕事と家庭生活の両立をすすめるまちづくり
- V 男女ともに働きやすい職場環境づくりと働く場における男女間格差の解消をすすめるまちづくり
- VI だれもが安心して暮らせるまちづくり
- VII ジェンダーに基づくあらゆる暴力のないまちづくり

Ⅱ 男女共同参画推進センター のあらまし

1 設置目的

さいたま市男女共同参画推進センターは、「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を推進していく拠点施設として設置されました。

2 名称・所在地・開設年月日

名 称 : さいたま市男女共同参画推進センター
 所 在 地 : さいたま市大宮区桜木町1丁目10番地18
 シーノ大宮センタープラザ3階
 開設年月日 : 平成16年5月1日

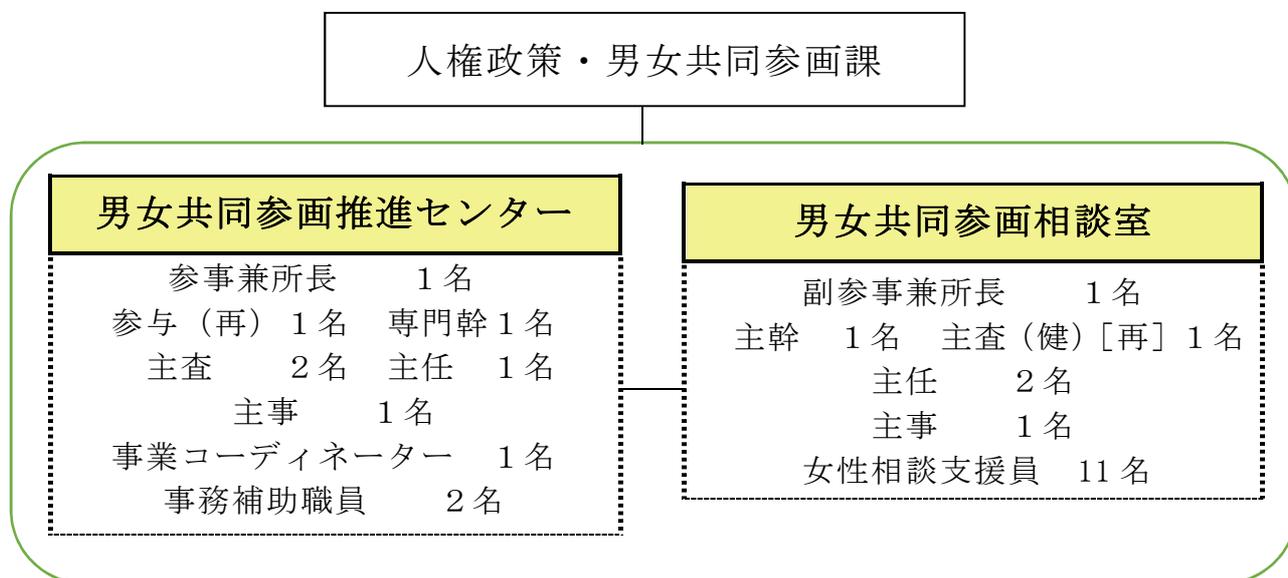
3 愛称

「パートナーシップさいたま」

市民に親しまれる施設となるように、愛称を市民公募し、愛称検討委員会で検討した結果、「パートナーシップさいたま」と決まりました。

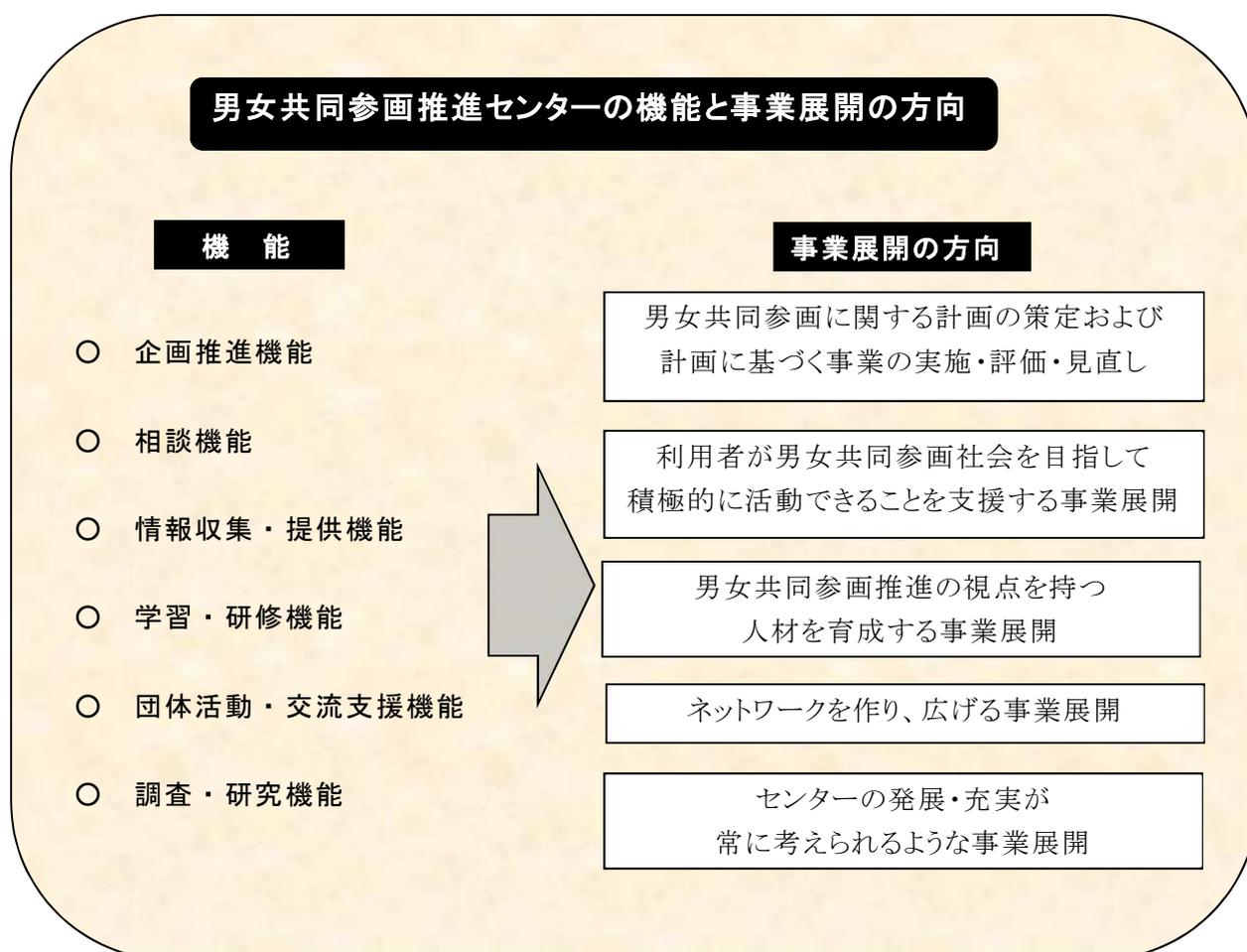
4 組織

令和6年度組織図（令和6年4月1日現在）



5 機能

1 企画推進機能	男女共同参画に係る施策の企画及び実施
2 相談機能	専門の相談員による各種相談
3 情報収集・提供機能	男女共同参画に関する図書・行政資料・雑誌・ビデオ等情報の収集、提供
4 学習・研修機能	男女共同参画の理解を深めるための各種講座・イベントを実施
5 団体活動・交流支援機能	登録団体等の活動・交流・ネットワーク等を支援
6 調査・研究機能	男女共同参画を推進するための調査・研究



6 センターの施設概要

(1) 面積・構造等

施設形態 : 生涯学習総合センター、桜木公民館、桜木図書館との複合施設
 敷地面積 : 1,084 m²
 建築面積 : 827 m²
 延床面積 : 9,244 m² (内 男女共同参画推進センター 562.54 m²)
 構造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造 (地上10階、地下2階)
 (当施設は、社会教育施設等との複合施設のため、面積及び構造については複合施設全体のものである。)

部屋名	面積 (m ²)	定員 (人)	利用形態
交流コーナー	116	—	小グループの会合等
情報・資料コーナー			男女共同参画に関する図書・資料の閲覧・貸出し
印刷コーナー			コピー機を常設
相談室1	10	2	法律相談
相談室2	10	2	
会議室1	16	12	机・イス・ホワイトボードを常設 少人数での会議・講習・学習会等 ※
会議室2	16	12	
会議室3	51	24	机・イス・ホワイトボードを常設 会議・集会・講習等
プレイルーム(託児室)	25	5	会議室利用時の一時保育等
授乳室	6	—	乳幼児の授乳、オムツ換えに利用
事務室	39	—	職員事務室
スタッフルーム	8	—	打合せ等に利用

※会議室1・2は可動壁で仕切られており、1部屋としての利用も可能。

(2) 開館時間・休館日

開館時間 : 平日 9:00～21:00
 土・日曜日・祝日 9:00～17:00
 休館日 : 年末年始(12月29日～1月3日)
 施設点検日(毎月第4日曜日)

(3) 施設の貸出し

利用にあたっては、事前に「利用者登録」が必要です。男女共同参画社会の形成を推進するための様々な活動をしている市内・市外の団体に対して、施設の貸出しを行っています。

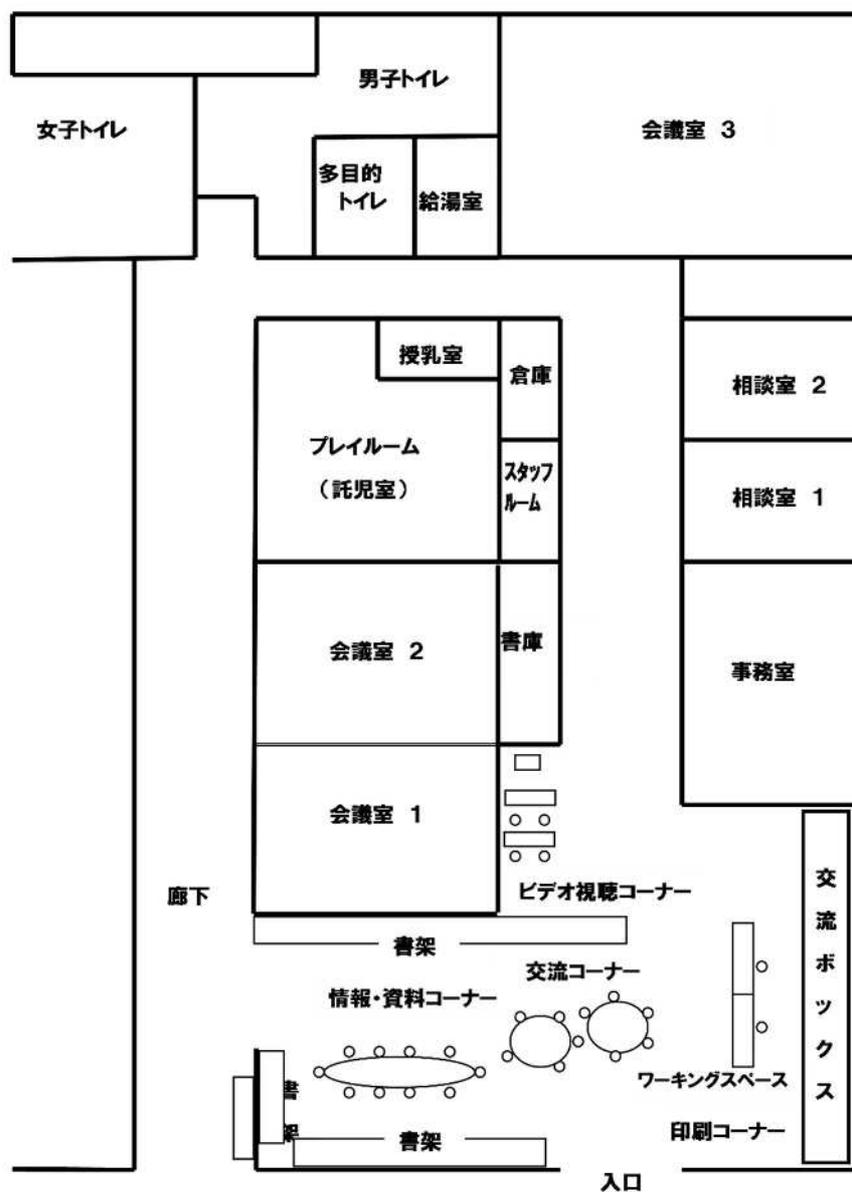
※詳しくはP53の利用案内を参照。

時間区分及び利用料金

区分	定員	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00
会議室1	12人	470円	620円	470円
会議室2	12人	470円	620円	470円
会議室3	24人	1,550円	2,060円	1,550円
プレイルーム (託児室)	5人	740円	990円	740円

※市外の団体・個人の利用の場合は上記の額に100分の50を乗じて得た額を加算します。

(4) 平面図



- ・ 交流コーナー・・・利用者登録団体の打ち合わせ等に利用できます。
- ・ 印刷コーナー・・・どなたでも利用可能なコピー機を設置しています。
- ・ ワーキングスペース・・・学習、作業等に利用できます。
- ・ ビデオ視聴コーナー・・・男女共同参画推進センターで提供しているビデオを視聴できます。
- ・ 授乳室・・・どなたでも利用できます。

7 事業検討会議

男女共同参画推進センターの事業及び運営の充実を図るため「さいたま市男女共同参画推進センター事業検討会議」を設置しています。

令和6年度事業検討会議は、センター利用者、主催講座の受講者、広報誌「鐘の音」編集員等の10名（男性3名、女性7名）で構成しました。

◆ 第1回事業検討会議

- | | |
|------|--|
| 日時 | 令和6年9月2日(月) 午後7時～8時 |
| 開催方法 | Zoomによるオンライン会議、書面による回答書の送付 |
| 議題 | <ul style="list-style-type: none">・令和5年度男女共同参画推進センター事業報告について・令和6年度男女共同参画推進センター事業中間報告及び今後の事業について・令和7年度男女共同参画推進センター事業（案）について |

◆ 第2回事業検討会議

- | | |
|------|--|
| 日時 | 令和7年3月3日(月) 午後7時～8時 |
| 開催方法 | Zoomによるオンライン会議、書面による回答書の送付 |
| 議題 | <ul style="list-style-type: none">・令和6年度男女共同参画推進センター事業報告について・令和7年度男女共同参画推進センター事業（案）について・パートナーシップさいたまフェスタの振り返りにについて |

Ⅲ 令和6年度事業実施状況

1 令和6年度 実施事業一覧表

内 容		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
企画推進事業	さいたま市男女共同参画推進協議会		★5/20		★7/19				★11/18		★1/27		
	さいたま市内企業等男女共同参画研修会					★8/1 ～8/31							
	情報誌「You&Me～夢～」							★10月 発行					★3月 発行
	地域活動における男女共同参画の啓発					★8/1 ～8/31		★10/26 ★10/27	★11/9 ★11/10	★12/4～1/7 ★1/13 ★1/17～2/16			
相談事業	女性の悩み相談	★男女共同参画相談室 子ども家庭総合センター内 女性の悩み電話相談(毎日)											
		★浦和区 女性の悩み電話相談(月・火・水・金曜日)											
		★中央区 女性の悩み電話相談(火・金曜日)											
		★岩槻区 女性の悩み電話相談(月・水曜日)											
		★DV相談センター 女性のDV電話相談(月～金曜日)											
	専門相談(女性)	★男女共同参画推進センター 法律相談(第2水曜日)											
		★男女共同参画相談室 子ども家庭総合センター内 法律相談(第1・3火曜日)											
専門相談(男性)	★男女共同参画相談室 子ども家庭総合センター内 心の健康相談(第3火曜日)												
男性の悩み相談	★男女共同参画推進センター 法律相談(第4水曜日)												
	★男女共同参画相談室 子ども家庭総合センター内 男性の悩み電話相談(第2・4日曜日)												
	さいたま市DV防止対策関係機関ネットワーク会議代表者会議及びさいたま市困難な問題を抱える女性支援関係機関ネットワーク会議代表者会議										★1/9		
	さいたま市DV防止対策関係機関ネットワーク会議実務者会議及びさいたま市困難な問題を抱える女性支援関係機関ネットワーク会議実務者会議		★5/16								★1/9		
情報収集・提供事業	広報誌「鐘の音」							★10月 発行					★3月 発行
	事業関連図書の展示	★常時											
	蔵書の収集・整理、貸出しと点検	★随時											
	ホームページ	★常時											
学習・研修事業	①傷ついた心のケア講座	★4/22～3/10 (全12回)											
	②就職支援セミナー		★5/24		★7/19			★10/18	★11/20	★12/13			
	③男女共同参画週間記念事業			★6/3～ 6/30									
	④女性のための法律講座				★7/10～9/6 (全2回)								
	⑤性暴力防止セミナー					★8/1～ 8/31							
	⑥多様な性を知る講座					★8/20 ～8/29							
	⑦アートから学ぶジェンダー						★9/11 ～9/20						
	⑧メディア・リテラシー講座							★10/8～12/6 (全2回)					
	⑨ジェンダー平等基礎講座							★10/20	★11/10	★12/15	★1/19		
	⑩DV防止セミナー								★11/1 ～11/30				

内 容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライズ講座								★11/6 ～ 11/15				
⑫国際男性デー講座記念事業								★11/15				
⑬ライフキャリア講座									★12/15			
⑭世界の女性とつながる講座										★1/15 ～1/24		
⑮家族の法律講座										★1/22 ～ 1/31		
⑯ワークステーションさいたま出張セミナー										★1/28		
⑰女性のチャレンジ支援講座											★1/29～ 2/7	
⑱ケアと労働を考える講座											★2/12 ～2/21	
⑲地域社会の中のダイバーシティ(多様性)講座			★5/29～7/10 (全7回)									
⑳女性のためのデジタル関連の 仕事研究セミナー				★7/30～ 8/8								
㉑女子中学生のためのコープ デリ 商品検査センター お仕事体験					★8/9							
㉒さいたま市内企業等男女共 同参画研修会					★8/1～ 8/31							
㉓ジェンダー平等出前講座 (埼玉大学)	★4/10～6/10											
㉔ジェンダー平等出前講座 (総合教育相談室)								★11/8				
㉕ジェンダー平等出前講座 (埼玉大学)									★11/15～2/14			
㉖ジェンダー平等出前講座 (EIKOデジタル・クリエイティブ 高等学校)								★11/27				
㉗ジェンダー平等出前講座 (大谷場小学校)											★2/12	

①第4回 パートナーシップさいたまフェ スタ											★1/17 ～2/16	
②市民企画講座 「サンゴクエスト体験会～様々な 視点から選択肢を考えよう～」								★11/22				
②市民企画講座 「『子育て』をテーマにした哲学 対話イベント」									★12/12	★1/19		
③公募型共催事業1 「あおいそこのころのケア講座」	★4月～3月 第2土曜日 (全12回)											
③公募型共催事業2 ・「ジェンダーレス・コミュニケー ション講座」		★5/18		★7/27		★9/28		★11/30		★1/25		★3/15
③公募型共催事業3 ・ワークショップ「ブックトーク」 ・図書情報紙「ゆい」発行		★5/12	★6/15	★「ゆい」 夏号		★9/1		★11/17	★「ゆい」 冬号		★2/9	
③公募型共催事業4 「トランスジェンダー・Xジェン ダー(ノンバイナリー)当事者 ミーティング」	★4月～3月 第3土曜日 (全12回)											
③公募型共催事業5 「自分らしく生きる！自立型ママ メソッド講座」		★5/7		★7/1								
③公募型共催事業6 「女性の社会活動を応援する、 託児付きワークショップ」			★6/12			★9/4			★12/11			

2 事業の内容

(1) 企画推進事業

① さいたま市男女共同参画推進協議会

市長の諮問機関として、男女共同参画推進協議会が男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項を調査・審議した結果を、施策に反映させます。また、施策の評価に客観性、公平性、多面性を持たせるため、男女共同参画推進協議会による外部評価を行います。

【令和6年度開催経過】

回数	開催日	協議事項
第90回 (令和6年度第1回)	令和6年 5月20日(月)	①令和6年度外部評価について
第91回 (令和6年度第2回)	令和6年 7月19日(金)	①令和6年度外部評価に伴うヒアリングの実施 ②今後の外部評価の進め方について
第92回 (令和6年度第3回)	令和6年 11月18日(月)	①「第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」の評価方法について
第93回 (令和6年度第4回)	令和7年 1月27日(月)	①「第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」の評価方法について

詳しくは下記のURLをご参照ください。

<https://www.city.saitama.lg.jp/006/010/006/004/index.html>

② さいたま市男女共同参画推進事業者表彰

さいたま市では、ワーク・ライフ・バランス等、男女がともに働きやすい職場づくりに向けて、積極的に取り組んでいる市内事業者を、「男女共同参画推進事業者」として表彰し紹介しています。

詳しくは下記のURLをご参照ください。

<https://www.city.saitama.lg.jp/006/010/006/005/001/p057157.html>

③ 男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」

さいたま市では、性別にかかわらず一人ひとりがお互いを認め合い、尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

そこで、男女共同参画に関する意識啓発を図るため、市民公募による編集員との協働により、男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」を年2回発行しています。

【令和6年度発行】

vol.47 (令和6年10月)

【特集】

「生理と正しく向き合い、スポーツに打ち込むために」

【トピックス&インフォメーション】

- ・「女性アスリート」をキーワードにした共同研究を進めます！
- ・男女共同参画施策に関する苦情申出制度

vol.48 (令和7年3月)

【特集】

「育児・介護も、仕事も、どちらも両立しやすい社会へ
～改正 育児・介護休業法が施行されます～」

【トピックス&インフォメーション】

- ・「さいたま市ネット安心相談」ひとりで悩まずご相談ください
- ・3月8日は国際女性デーです

詳しくは下記のURLをご参照ください。

<https://www.city.saitama.lg.jp/006/010/006/002/001/index.html>

④ 地域活動における男女共同参画の啓発

地域活動や交流の場を利用し、男女共同参画の啓発を行っています。

令和6年度は、地域のイベントやオンラインでのイベント等で、広く、男女共同参画の推進に資する啓発活動を実施しました。

【令和6年度実施内容】

①動画で作成した「男女共同参画クイズ」を活用し、以下のオンラインイベント等で配信

- ・「さいたま市内企業等人権問題研修会・男女共同参画研修会」〔令和6年8月1

日（木）～令和6年8月31日（土）まで]

- ・「人権啓発講演会・さいたま市PTA協議会研修会」
〔令和6年12月4日（水）～令和7年1月7日（火）まで〕
- ・「さいたま市二十歳の集い」〔令和7年1月13日（月・祝）〕
- ・「第4回パートナーシップさいたまフェスタ」
〔令和7年1月17日（金）～令和7年2月16日（日）〕

②啓発物のイベントでの配布

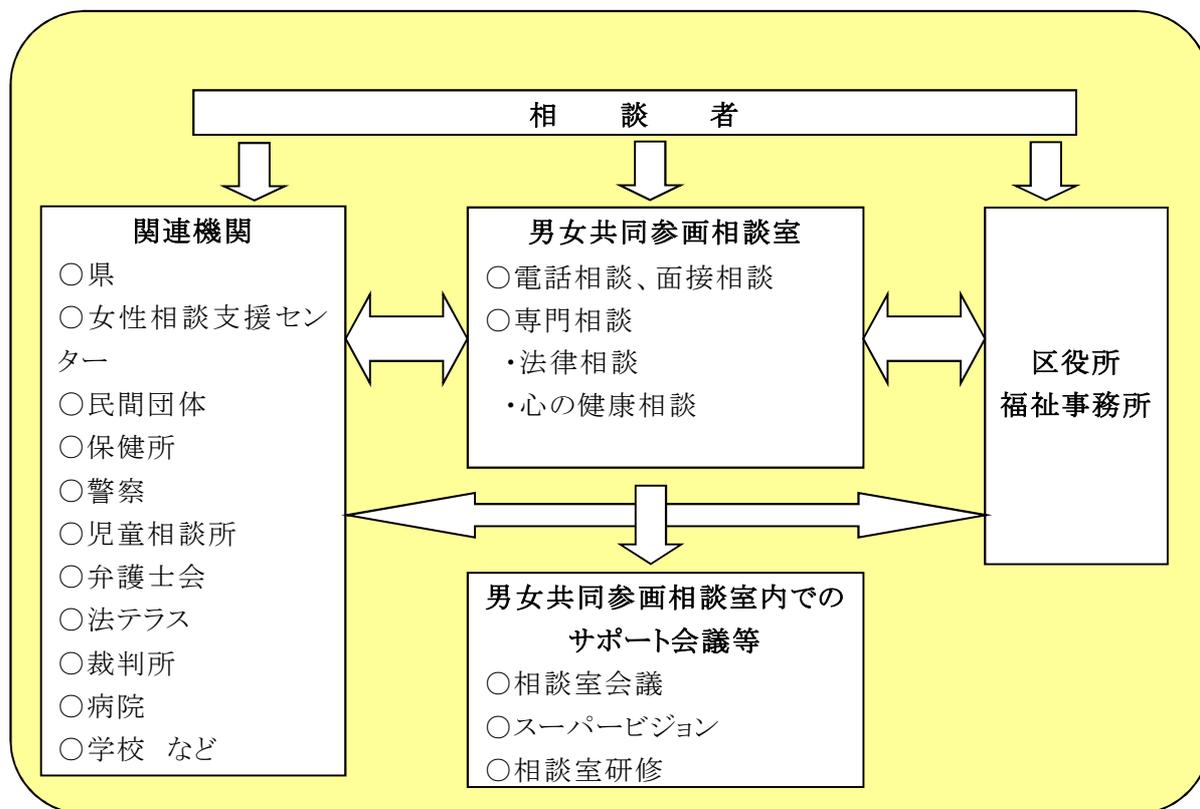
男女共同参画クイズ（冊子）や『さいたま市男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」』などの啓発物を以下のイベントで配布

- ・コープみらいフェスタ in さいたまスーパーアリーナ
〔令和6年10月27日（日）〕
- ・「大宮区民ふれあいフェア」〔令和6年10月26日（土）〕
- ・「中央区区民まつり」〔令和6年11月9日（土）〕
- ・「浦和レッズ主催試合 市施策PRブース」〔令和6年11月10日（日）〕

③区役所内タッチパネル式多言語対応型デジタルサイネージを活用した、『さいたま市男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢～」』の周知

(2) 相談事業

① 相談体制



② 女性相談

女性が家庭・地域・職場で直面する様々な悩みに関して、専門の女性相談員が相談に応じることにより、相談者自身が問題に気づき、自己解決していくための支援を行います。

種 別		日 時		会 場
女性 の 悩 み 相 談	電話相談	月～金曜日	10:00～20:00	男女共同参画相談室
		土・日・祝日	10:00～16:00	子ども家庭総合センター内
		月・火・水・金曜日	10:00～17:00	浦和区役所(女性の相談室)
		火・金曜日	10:00～17:00	中央区役所(女性の相談室)
DV電話相談	月・水曜日	10:00～17:00	岩槻区役所(女性の相談室)	
	月～金曜日	10:00～17:00	DV相談センター	
専 門 相 談	法律相談(要予約)	第2水曜日	13:00～15:50	男女共同参画推進センター
		第1・3火曜日	13:00～15:50	男女共同参画相談室 子ども家庭総合センター内
	心の健康相談(要予約)	第3火曜日	14:00～16:45	男女共同参画相談室 子ども家庭総合センター内

(ア) 女性の悩み電話相談

女性の生き方、夫婦、親子の問題、職場や近隣の人間関係などの相談に応じます。

女性の悩み相談集計表

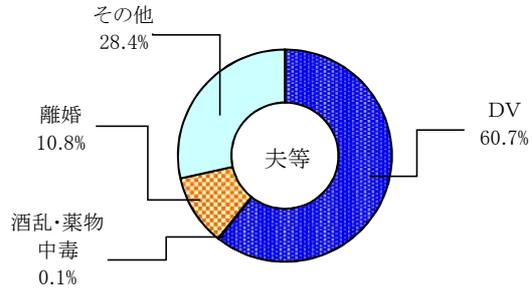
項目	相談内容		男女共同参画相談室	浦和区	中央区	岩槻区	計(件)	割合(%)	種別計(件)	種別割合(%)	
	種別	種別内訳									
人間関係	夫等	DV	1,313	76	48	14	1,451	18.85	2,392	31.08	
		酒乱・薬物中毒	2	0	0	0	2	0.03			
		離婚	199	18	21	21	259	3.36			
		その他	575	45	13	47	680	8.83			
	子ども	子どもの暴力	10	2	0	0	12	0.16	312	4.05	
		養育不能	11	2	1	0	14	0.18			
		その他	232	27	17	10	286	3.72			
	親族	親の暴力	67	6	7	0	80	1.04	757	9.84	
		親族の暴力	24	2	0	0	26	0.34			
		その他	544	47	35	25	651	8.46			
	交際相手	交際相手からの暴力	18	1	0	0	19	0.25	71	0.92	
		同性の交際相手からの暴力	1	0	0	0	1	0.01			
		その他	47	1	3	0	51	0.66			
	その他	その他の者からの暴力	165	16	43	6	230	2.99	3,580	46.51	
		男女問題	26	2	1	0	29	0.38			
		ストーカー被害	6	0	0	0	6	0.08			
		家庭不和	17	0	2	0	19	0.25			
		その他	2,994	159	72	71	3,296	42.82			
	小計			6,251	404	263	194	7,112	92.40	7,112	92.40
	その他	経済	生活困窮	6	1	4	0	11	0.14	70	0.91
借金・サラ金			3	1	0	0	4	0.05			
求職			35	1	3	1	40	0.52			
その他			8	5	2	0	15	0.19			
医療		病気	51	3	7	1	62	0.81	463	6.02	
		精神的問題	356	18	3	3	380	4.94			
		妊娠・出産	2	0	0	0	2	0.03			
		その他	17	2	0	0	19	0.25			
住居		住居	32	4	8	0	44	0.57	52	0.68	
		帰住先なし	5	1	2	0	8	0.10			
触法		不純異性交遊	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00	
		ヒモ・暴力団関係	0	0	0	0	0	0.00			
		5条(売防法)違反	0	0	0	0	0	0.00			
		売春強要	0	0	0	0	0	0.00			
		人身取引	0	0	0	0	0	0.00			
その他	0	0	0	0	0	0.00	0	0.00			
小計			515	36	29	5	585	7.60	585	7.60	
合計			6,766	440	292	199	7,697	100.00	7,697	100.00	

相談内容別内訳

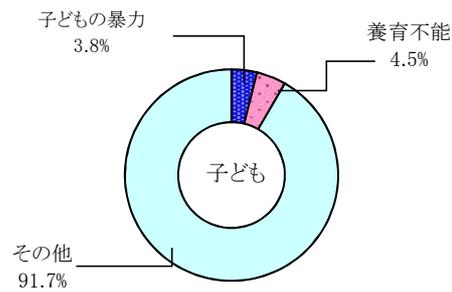
◆ 人間関係

※割合(%)は小数点以下第2位を四捨五入して算出するため、全体が100%にならない場合があります。

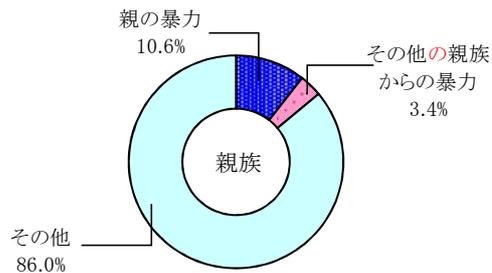
【夫等】 (件)	
相談内容	相談件数
DV	1,451
酒乱・薬物中毒	2
離婚	259
その他	680
計	2,392



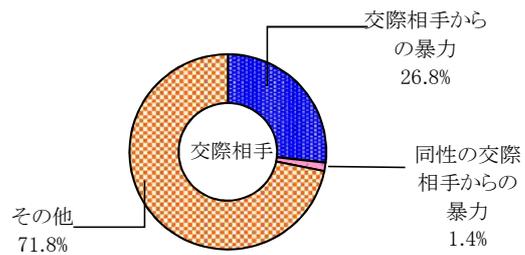
【子ども】 (件)	
相談内容	相談件数
子どもの暴力	12
養育不能	14
その他	286
計	312



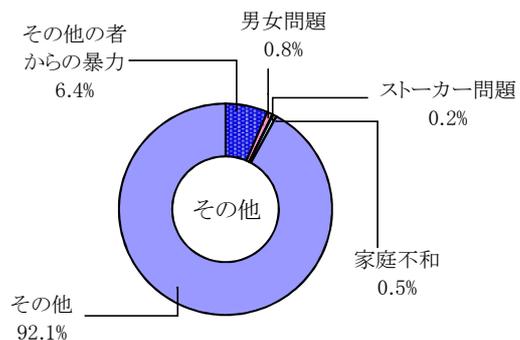
【親族】 (件)	
相談内容	相談件数
親の暴力	80
その他の親族からの暴力	26
その他	651
計	757



【交際相手】 (件)	
相談内容	相談件数
交際相手からの暴力	19
同性の交際相手からの暴力	1
その他	51
計	71

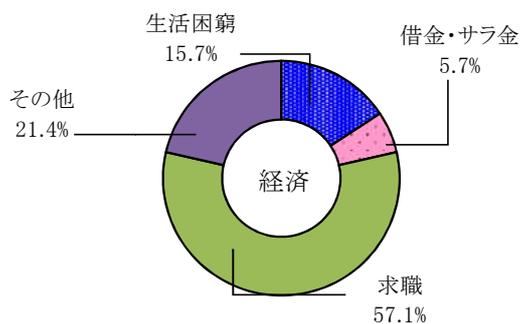


【その他】 (件)	
相談内容	相談件数
その他の者からの暴力	230
男女問題	29
ストーカー問題	6
家庭不和	19
その他	3,296
計	3,580

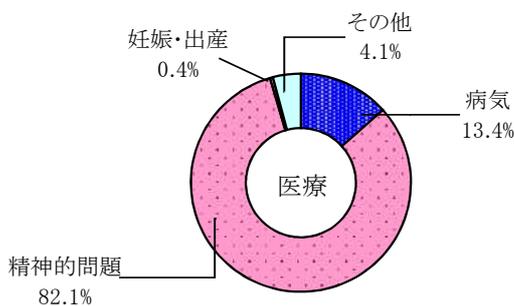


◆ その他

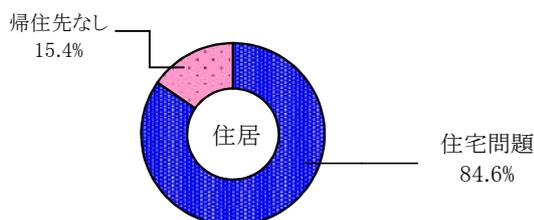
【経済】 (件)	
相談内容	相談件数
生活困窮	11
借金・サラ金	4
求職	40
その他	15
計	70



【医療】 (件)	
相談内容	相談件数
病気	62
精神的問題	380
妊娠・出産	2
その他	19
計	463



【住居】 (件)	
相談内容	相談件数
住宅問題	44
帰住先なし	8
計	52



【触法】 (件)	
相談内容	相談件数
不純異性交遊	0
ヒモ・暴力団関係	0
5条(売防法)違反	0
売春強要	0
人身取引	0
計	0

【その他】 (件)	
相談内容	相談件数
その他	0
計	0

(イ) 専門相談

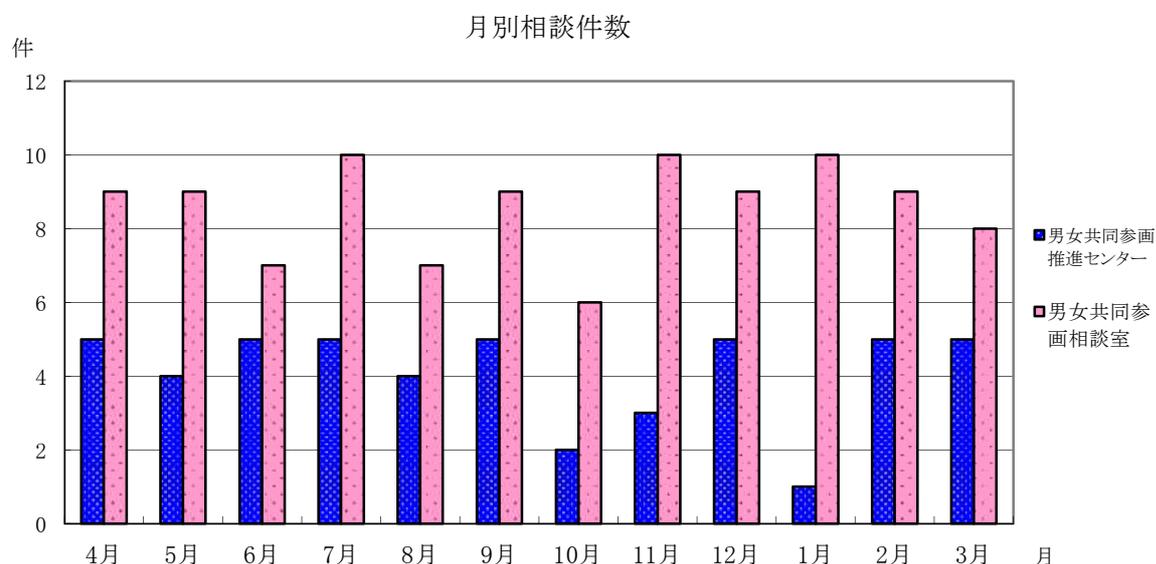
◆ 女性の法律相談

家庭、職場、近隣等で生じる解決困難な問題について、女性の弁護士が相談に応じます。

月別相談件数

(件数)

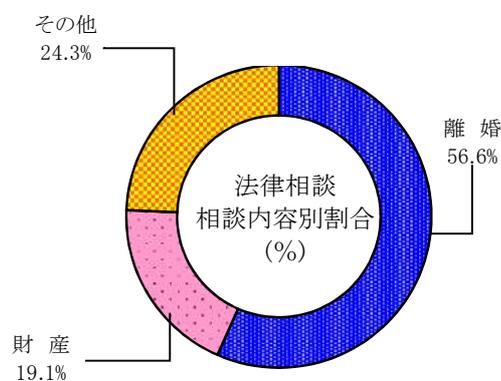
場所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男女共同参画推進センター	5	4	5	5	4	5	2	3	5	1	5	5	49
男女共同参画相談室	9	9	7	10	7	9	6	10	9	10	9	8	103
計	14	13	12	15	11	14	8	13	14	11	14	13	152



相談内容別件数

(件数)

相談内容	男女共同参画推進センター	男女共同参画相談室	計
離婚	23	63	86
財産	13	16	29
その他	13	24	37
計	49	103	152

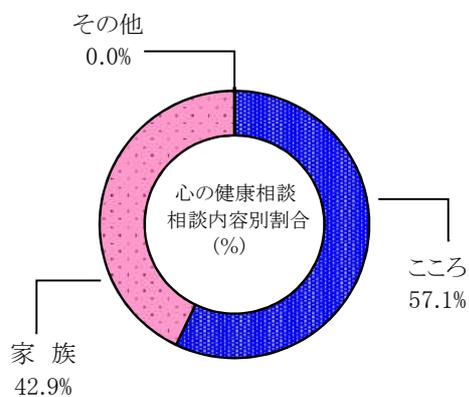


◆ 女性の心の健康相談

女性の様々な問題から生じる悩みについて、専門の女性の医師が相談に応じます。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
場所	3	1	2	0	2	1	3	2	2	1	3	1	21
男女共同参画相談室													

相談内容	件数
こころ	12
家族	9
その他	0
計	21



③ 男性相談

(ア) 男性の悩み電話相談

男性が家庭・地域・職場で直面する様々な悩みに関して、専門の男性相談員が相談に応じることにより、相談者自身が問題に気づき、自己解決していくための支援を行います。

【日 時】 毎月第2・第4日曜日 13:00～16:00

【対象者】 さいたま市在住・在勤または在学の男性

【会 場】 男女共同参画相談室 子ども家庭総合センター内

【相談内容】 男性の悩み全般

(生き方・仕事・家庭・夫婦・人間関係など)

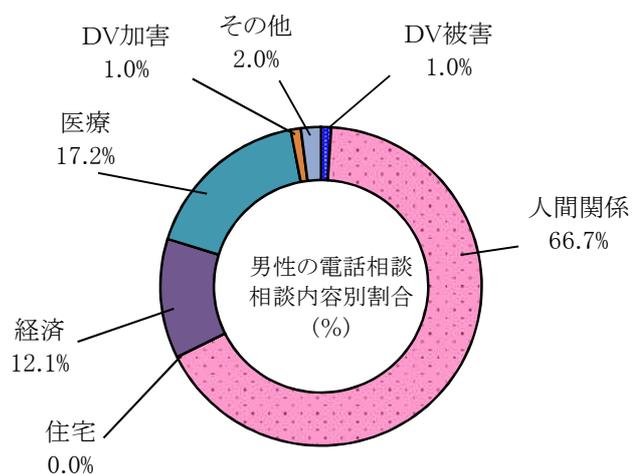
月別相談件数

(件数)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男女共同参画相談室	12	10	11	9	8	9	7	10	6	7	4	6	99

相談内容別件数

相談内容	件数
DV被害	1
人間関係	66
住宅	0
経済	12
医療	17
DV加害	1
その他	2
計	99



(イ) 男性の法律相談

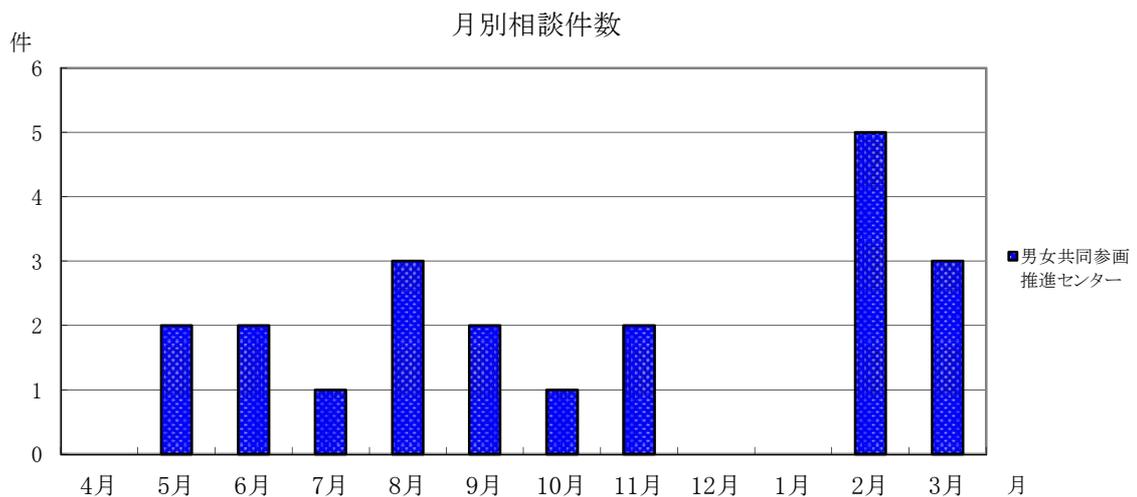
家庭、職場、近隣等で生じる解決困難な問題について、弁護士が相談に応じます。

- 【日 時】 毎月第4水曜日 16:30～19:20
- 【対象者】 さいたま市在住・在勤または在学の男性
- 【会 場】 男女共同参画推進センター

月別相談件数

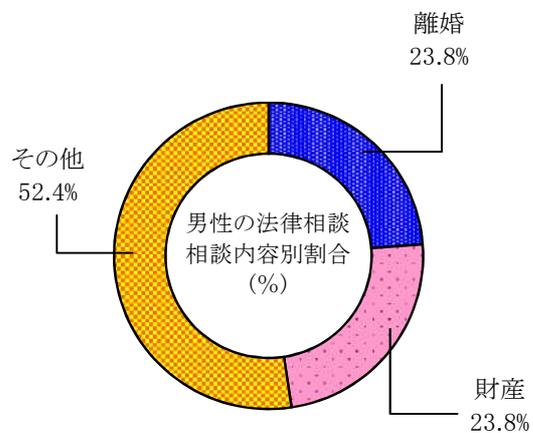
(件数)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男女共同参画推進センター	0	2	2	1	3	2	1	2	0	0	5	3	21



相談内容別件数

相談内容	件数
離婚	5
財産	5
その他	11
計	21



④ 相談室会議・研修

◆ 相談室会議

個々のケースについて検討するとともに、必要な知識の習得、情報等の共有を行い、より良い連携と円滑な相談事業を推進するために、定期的に相談室会議を開催しています。

実施日 毎週木曜日 13時30分～15時30分

◆ スーパービジョン

適正な対応、より良い支援ができるよう、専門家等（スーパーバイザー）から相談の具体的な進め方について助言や指導を受けました。

◆ 相談室研修

ドメスティック・バイオレンスを含む困難な問題を抱える女性支援に関すること、法律知識、精神医学的な判断、支援に必要な社会資源その他必要に応じた幅広い分野からテーマを設定し、研修の機会を設けました。

令和6年度相談室研修一覧

回	開催日	区分	内容	講師等
1	4月25日	相談室研修	生活保護制度について	男女共同参画相談室職員
2	5月23日	スーパービジョン	事例検討	女性支援コーディネーター DV被害者支援アドバイザー 佐々木 郁子
3	6月20日	相談室研修	居住支援法人等との交流会	株式会社ライトハウス 瀬 誠 特定非営利活動法人助け合い村 高野 拓未、坂口 めぐみ 株式会社環境サミット 加倉井 聖子
4	7月18日	スーパービジョン	事例検討	ひがメンタルクリニック 森本 佳代
5	8月8日	相談室研修	若年女性支援について ～風テラスの現場から考える若年女性支援～	モズ法律事務所弁護士 NPO法人 風テラス 理事長兼相談員 徳田 玲亜
6	8月22日	相談室研修	区民課の主な業務について	男女共同参画相談室職員
7	8月22日	相談室研修	保健センターの仕事について	男女共同参画相談室職員

回	開催日	区分	内容	講師等
8	8月29日	相談室研修	独立行政法人国立女性教育会館主催 女性関連施設相談員・相談事業担当者研修(オンライン) ①「女性支援法」で変わる支援の現場のこれから～ジェンダー・ハイト・バイレンスに向き合う地域を作るためには」 ②「相談支援に関わる法手続き～DV・離婚・親権等」	①NPO 法人全国シェルターネット 共同代表 広島大学ハラスメント相談室 准教授 北仲 千里 ②名古屋南部法律事務所 岡村 晴美
9	9月12日	スーパーセッション	事例検討	日本フェミニストカウンセラー協会 藤平 裕子
10	10月3日	相談室研修	ストレスマネジメントを学ぶ実践研修 「ストレスマネジメント力を身につけよう」～身体の声に耳を傾けて～	BANBOOCLUB 吉永 七重
11	10月31日	男女共同参画相談室研修	「ジェンダーの視点から見た女性支援とは」 ～女性支援の現場から考える支援の実際～	日本フェミニストカウンセラー協会 藤平 裕子
12	11月7日	相談室研修	弁護士との意見交換会	埼玉弁護士会
13	11月28日	スーパーセッション	事例検討	女性支援コーディネーター DV 被害者支援アドバイザー 佐々木 郁子
14	12月19日	相談室研修	離婚・面会交流等調停全般について	臨床心理士 小峰 隆司
15	1月30日	スーパーセッション	事例検討	白峰クリニック 森本 佳代
16	2月13日	相談室研修	埼玉県主催令和6年度こどもの心のケア研修会(オンライン) 「DV・子どもへの影響：子どもの心の応急手当て」	森田 ゆり
17	3月6日	相談室研修	加害者プログラムに関する意見交換会	一般社団法人エープラス 吉祥 眞佐緒
18	3月13日	スーパーセッション	事例検討	日本フェミニストカウンセラー協会 藤平 裕子

⑤ **さいたま市DV防止対策関係機関ネットワーク会議**

(以下、「DV防止ネットワーク会議」という。)

民間、行政などの関係機関が密接な連携を図り、配偶者等からの暴力の予防から被害者の自立までにわたるサポート体制を、総合的に検討することにより、DVの根絶へ寄与することを目的とし、開催しています。

さいたま市困難な問題を抱える女性支援関係機関ネットワーク会議

(以下、「女性支援ネットワーク会議」という。)

民間、行政などの関係機関が密接な連携を図り、困難な問題を抱える女性への支援体制を総合的に検討することにより、女性が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、開催しています。

(ア) **DV防止ネットワーク会議代表者会議及び女性支援ネットワーク会議代表者会議** (以下「代表者会議」という。)

本市の関係機関、他の公的機関及び民間の関係機関の代表者等が相互に連携を図るため、実務者会議〔(イ) 参照〕における協議結果やDVの現状に関する報告、及び各機関等による情報交換等を行います。

◆ **令和6年度 第1回代表者会議**

開催日 令和7年1月9日(木)

内 容 (1) 困難な問題を抱える女性への支援体制について
(2) さいたま市の相談・DV防止事業の状況について
(3) 情報交換 等

(イ) **DV防止ネットワーク会議実務者会議及び女性支援ネットワーク会議実務者会議** (以下「実務者会議」という。)

DV被害者の相談、緊急一時保護、自立支援等の実務において、被害者等に直接かかわる業務を行う本市の関係機関、他の公的機関及び民間の関係機関における担当者等が相互に連携を図るため、DVの現状に関する報告及び事例研究、及び各機関等による情報交換等を行います。

◆ **令和6年度 第1回実務者会議**

開催日 令和6年5月16日(木)

内 容 (1) 困難を抱える女性への支援体制について
(2) DV被害者支援について
(3) 事例研究
(4) 情報交換 等

◆ **令和6年度 第2回実務者会議**

開催日 令和7年1月9日(木)

内 容 (1) 若年女性支援について考える
～事例をもとに課題を共有～
(2) 情報交換 等

(3) 情報収集・提供事業

男女共同参画推進センターでは、男女共同参画社会の実現に寄与するため、その資源となる図書・行政資料・雑誌・ビデオ・DVD等の関係情報を収集・整理し、提供しています。

① 資料の貸出し

- ・貸出対象 市内に在住・在勤・在学している方
- ・貸出点数 1人3点まで（ビデオ・DVDのみの場合は2点まで）
- ・貸出期間 図書2週間 ビデオ・DVD1週間
- ・貸出方法 「図書・資料等利用者登録申請書」の提出により「利用者カード」を3枚発行

(ア) 蔵書

(令和7年3月31日現在)

分類	冊数	比率(%)	主な領域	
0類 総記	37	1.4		
1類 哲学	166	6.3	各種データ・情報	医療・出産
2類 歴史	94	3.6	家族・子ども	女性問題・女性学
3類 社会科学	1,844	70.1	心理学	女性史・女性論
4類 自然科学 (医療・出産)	107	4.1	社会病理	フェミニズム
5類 技術・育児	48	1.8	法律・経済	ジェンダー
6類 産業	6	0.2	育児	女性労働
7類 芸術	95	3.6	健康・からだ	男性問題・男性学
8類 言語	35	1.3	社会教育	メディア
9類 文学	199	7.6	地方自治・政治	セクシュアリティ
計	2,631	100.0	生き方	結婚・離婚・シングル
			伝記	中高齢者問題
			社会保障	福祉・介護
			社会学	DV・セクシャルハラスメント

[注：日本十進分類法(NDC)に基づき分類]

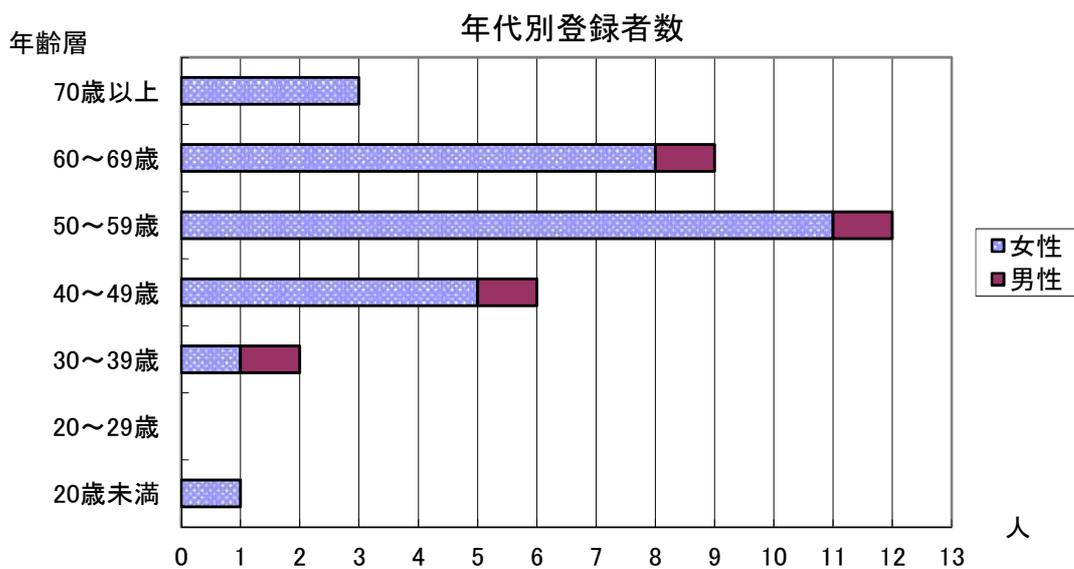
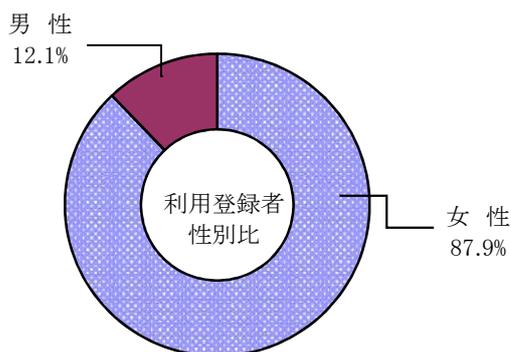
(イ) 情報誌 4誌

(ウ) ビデオ・DVD 123作品

② 資料の利用状況

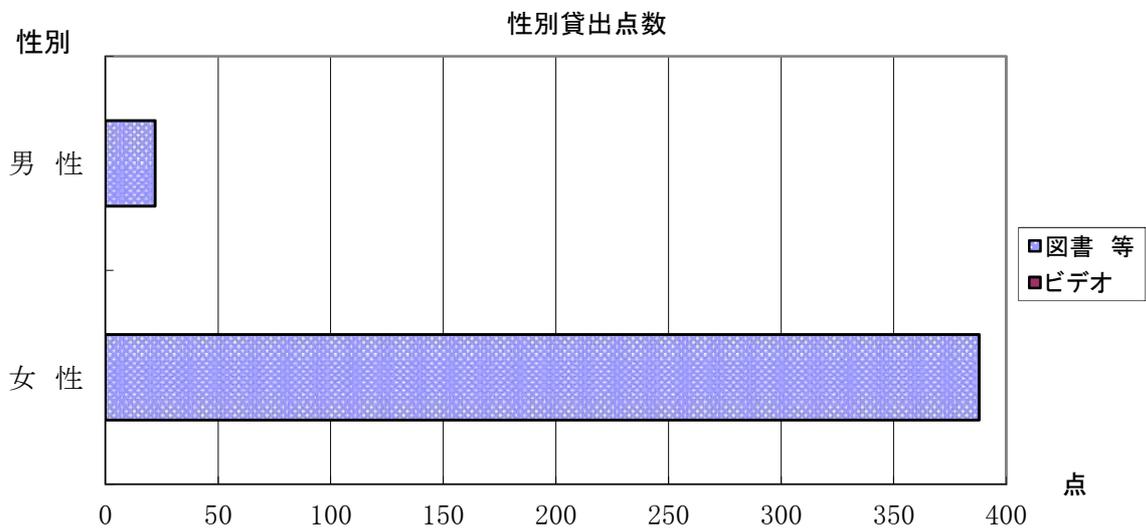
(ア) 性別、年代別利用登録者数（令和6年度新規登録者）

年齢層	性別		計
	女性	男性	
20歳未満	1	0	1
20～29歳	0	0	0
30～39歳	1	1	2
40～49歳	5	1	6
50～59歳	11	1	12
60～69歳	8	1	9
70歳以上	3	0	3
計	29	4	33



(イ) 性別貸出点数

	(点)		
	女 性	男 性	計
図書 等	388	22	410
ビデオ	0	0	0
計	388	22	410



③ 広報誌「^{かね}鐘の音」

男女共同参画推進センターが実施する講座、講演会の案内や報告、相談事業のお知らせ、情報・資料コーナーの紹介等を掲載し、市内公共施設（公民館、図書館、コミュニティセンター等）や各区役所の情報公開コーナー等に配置しています。また、情報交換の一環として市外の男女共同参画関連施設等に送付しています。

(ア) 発行回数 年2回 (10・3月)

発行部数 84,000部

(イ) 編集員

「男女共同参画」に関心の高い市民を公募により5名（女性4名、男性1名）を編集員として選考し、センター職員と協働して広報誌の編集・作成を行っています。

(ウ) 編集員会議

広報誌作成のため、企画・記事作成・校正などの編集に係る作業や検討を行う編集員会議を2回開催しました。

(エ) 主な内容

vol.52 (令和6年10月)

- ・セミナーレポート
- ・編集後記 等

vol.53 (令和7年3月)

- ・セミナーレポート
- ・編集後記 等



「鐘の音 vol.53」

④ 図書情報紙「ゆい」

公募型共催事業 (P47 参照) の 1 つとして、さいたま市女性学研究会 (ゆい) ※さんと協働で、パートナーシップさいたまの図書等を紹介する情報紙「ゆい」を作成しています。

※さいたま市女性学研究会 (ゆい) とは
女性の資質を高め、一人ひとりが平等で主体的に参加・参画できる社会を目指し、女性学・ジェンダーを学び、広く発信していくことができるよう活動している団体です。



詳しくは下記の URL をご参照ください。

<https://www.city.saitama.lg.jp/006/010/002/001/p073991.html>

(4) 学習・研修事業

男女共同参画についての意識の向上を図るために、今日的な課題やニーズを踏まえながら講座、講演会を開催しています。

① 傷ついた心のケア講座

内容	身近な人間関係やDVなどで傷ついた女性が、安心できる環境で心のセルフケアについて知る機会を提供する。			
	定員 各回 24名 託児 5名			
回数	日程	テーマ	講師	受講人数
1	4月22日(月)	DV・トラウマを理解する	西山 さつき (NPO法人レジリエンス 代表) 宇野 慶子 (蒼い空の会 代表)	合計受講者数 171 託児 1 ※ 314
2	5月27日(月)	育った環境で心はどうなるか		
3	6月24日(月)	自尊心		
4	7月22日(月)	「世間の枠」と私らしさ		
5	8月26日(月)	身体的暴力・性暴力		
6	9月30日(月)	トラウマに対応するツール		
7	10月28日(月)	コミュニケーション		
8	11月25日(月)	精神的暴力・モラルハラスメント		
9	12月23日(月)	傷つきによる喪失とグリーフ(悲しみ)		
10	1月20日(月)	Bさん(加害者)とは		
11	2月17日(月)	パートナーシップ		
12	3月10日(月)	境界線		

※オンラインでも配信

② 就職支援セミナー

内容	マザーズハローワーク大宮共同事業として、就職支援ナビゲーターによる子育て・介護等と仕事の両立を応援する就職支援セミナーを実施する。また、POLA大宮西口店による就職活動に役立つメイク講座を実施する。				
	1、2、3、5 定員 20名 4 定員 15名 いずれも託児5名				
回数	日程	テーマ	講師	受講人数	託児
1	5月24日(金)	はじめの一步	マザーズハローワーク大宮 就職支援ナビゲーター	14	5
2	7月19日(金)	就職活動の基本		20	5
3	10月18日(金)	はじめの一步		8	2
4	11月20日(水)	就活に役立つ！ 魅力発揮メイク	POLA大宮西口店	6	2
5	12月13日(金)	さわやかなコミュニケーション	マザーズハローワーク大宮 就職支援ナビゲーター	13	4

③ 男女共同参画週間記念事業

内容	ジェンダー平等について、これまで関心がなかった層にも気軽に興味を持ってもらえるよう、『『男と女、どっちが辛い？』そんな不毛な争いはやめて、みんなでジェンダーの呪いを滅ぼそう！』と、分かりやすく共感できる言葉で語る作家・アルテイシアさんにお話いただく。				
	定員なし (YouTubeにて限定公開)				
回数	日程	テーマ	講師	申込数	視聴回数
1	6月3日(月)～ 6月30日(日)	ジェンダー平等ってなんだろう？ 一人ひとりが幸せに暮らせる Happy な考え方	アルテイシア (作家)	110	200

④ 女性のための法律講座

内容	離婚を考えている女性だけでなく、問題解決のために家族にまつわる情報を得たいという女性にも役立つ法律や手続きおよび費用にかかわることを、弁護士がわかりやすく解説する。 困難女性支援法施行を受け、DV等で離婚を考える際に必要な事柄もお話いただく。				
	定員なし・女性のみ（YouTubeにて限定公開）				
回数	日程	テーマ	講師	申込数	視聴回数
1	7月10日(水) ～19日(金)	離婚の基礎知識	角谷 史織 (弁護士)	84	125
2	8月28日(水) ～9月6日(金)	DVで離婚を考える時に知っておきたいこと			98

⑤ 性暴力防止セミナー（埼玉県男女共同参画推進センターと共催）

内容	「つきあっていれば何をしてもOK!？」対等な関係について大人も子どもも一緒に考える。「性」は「生」の根源に関わることとして、子どもたちが自分や関わる誰かの尊厳を守り、健康で幸福な人生を送るために、大人にも知ってほしいことなどをお話いただく。				
	定員なし（YouTubeにて限定公開）				
回数	日程	テーマ	講師	申込数	視聴回数
1	8月1日(木)～ 8月31日(土)	性的同意について考えよう	櫻井 裕子 (助産師)	482	549

⑥ 多様な性を知る講座

内容	『多様性と調和、性的指向などの違いを認め合うことで社会は進歩する』ということを中心に、現在のパートナーシップ制度の広がり的重要性とその先のゴールまで、映画をとおして伝えたいことをお話いただく。				
	定員なし（YouTubeにて限定公開）				
回数	日程	テーマ	講師	申込数	視聴回数
1	8月20日(火)～ 8月29日(木)	映画製作とトランスジェンダー 性的マイノリティのメディア表象を 考える	東海林 毅 (映画監督)	73	111

⑦ アートから学ぶジェンダー

内容	美術大学・芸術大学の現場から展覧会まで、近年大きく変わったアート業界のジェンダー意識について、どのような変化が現実的に起きているのか、またその影響について語っていただく。				
	定員なし（YouTubeにて限定公開）				
回数	日程	テーマ	講師	申込数	視聴回数
1	9月 11 日(水) ～20 日(金)	近年変化するアート業界のジェンダー意識	小田原 のどか (彫刻家)	67	109

⑧ メディア・リテラシー講座

内容	ジェンダーの視点で正しい情報を探し、読み解くということを学び、ジェンダーへの気づきや理解を深める。身近にある情報を生かしてジェンダーを読み解き、日常で出会う「知りたい」に役立つスキルを身につける。				
	定員なし（YouTubeにて限定公開）				
回数	日程	テーマ	講師	申込数	視聴回数
1	10月8日(火) ～17日(木)	ジェンダー情報リテラシー 入門編	堀 久美 (一般社団法人 LEO-G 代表理事、大阪公立 大学 国際基幹教育機 構 客員研究員)	38	90
2	11月27日(水) ～12月6日(金)	ジェンダー情報リテラシー 実践編 ～探す・読み解く～			62

⑨ ジェンダー平等基礎講座

内容	「ジェンダー平等」について、「興味はあるがよく分からない」、「一度学んでみたかった」という層に向けた基礎的かつ横断的な講座を行う。最終回では、講座受講を経ての気づき等を共有するため、参加者の交流の場を設ける。				
	定員 20名 託児5名				
回数	日程	テーマ	講師	受講人数	託児
1	10月20日(日)	ジェンダー平等とは	島直子 (国立女性教育会館 研究 国際室 研究員)	12	0
2	11月10日(日)	性の多様性とは	堀川 修平 (埼玉大学 ダイバーシティ 推進センター 特別研究員 (PD))	9	
3	12月15日(日)	男女共同参画の 視点からの防災	薄井 篤子 (埼玉県男女共同参画推 進センター事業コーディネ ーター、NPO 法人埼玉広域 避難者支援センター副代 表理事)	10	
4	1月19日(日)	学んだことを 伝え合おう	堀川 修平 (埼玉大学 ダイバーシティ 推進センター 特別研究員 (PD))	9	

⑩ DV防止セミナー

内容	理不尽な暴力と隣り合わせにある沖縄の日常を描いたノンフィクション作品『海をあげる』は大きな反響があった。特に被害者である少女たちを中心に取材をし、彼女たちに行われている暴力が及ぼすその後の人生と、その裏にある貧困に焦点をあてた現実に起きている日本の問題を語っていただく。				
	定員なし(YouTubeにて限定公開)				
回数	日程	テーマ	講師	申込数	視聴回数
1	11月1日(金) ～30日(土)	取材から見えた若年女性 への暴力の真実	上間 陽子 (琉球大学教育学研究 科教授)	76	178

⑪ セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座

内容	女性特有の様々な問題や悩み(生理、妊娠、更年期など)の解決の助けになるよう、「生と性」にまつわる女性の生涯に渡る健康について、お話いただく。				
	定員なし (YouTubeにて限定公開)				
回数	日程	テーマ	講師	申込数	視聴回数
1	11月6日(水) ～15日(金)	助産師から学ぶ女性のヘルスケア	平野 素尚 (助産師、埼玉県助産師会 思春期保健講師・電話相談員ほか)	42	86

⑫ 国際男性デー記念講座『非モテ』から考える男性の生きづらさ

内容	国際男性デー趣旨である「男性・男児の健康に目を向け、ジェンダー平等を促す」に沿って、男性の生きづらさ・男性の悩みに焦点を当てた講座を実施する。男性性が内包する問題を研究し、当事者の語り合いグループの発起人でもある西井開さんを講師に招き、男性の生きづらさ・悩みの背景や構造についてお話を伺う。				
	定員 30 名 (リアルタイムでZoom開催)				
回数	日程	テーマ	講師	受講人数	
1	11月15日(金)	『非モテ』から考える男性の生きづらさ	西井 開 (立教大学大学院社会デザイン研究科特別研究員、臨床心理士、公認心理師)	27	

⑬ ライフキャリア講座

内容	希望する働き方に向けて、自分の労働条件や職場環境を理解し、どうすればよいかを考えて行動することが重要である。幸せな職業生活を自分の手で行くために、働くことの仕組みを学ぶことの大切さをお話いただく。				
	定員 20 名 託児 5 名				
回数	日程	テーマ	講師	受講人数	託児
1	12月15日(日)	幸せな職業生活を自分の手で行くために	金井 郁 (埼玉大学人文社会科学部科学研究科教授)	9	0

⑭ 世界の女性とつながる講座

内容	アジアの最貧国と言われることもあったバングラデシュでは、生まれた家が貧しければ教育を受けられず、一生そこから抜け出すことができないと言われている。貧困から抜け出せない女性たちが自立して生きていけるように、教育と意識改革の支援活動を行っていることについてお話いただく。				
	定員なし（YouTubeにて限定公開）				
回数	日程	テーマ	講師	申込数	視聴回数
1	1月15日(水) ～24日(金)	バングラデシュからさいたまへ 紡ぐ話	平間 保枝 (サクラモヒラ代表)	85	87

⑮ 家族の法律講座

内容	結婚すると法的に発生する効果や、離婚・再婚に関する法律の基礎知識や手続きについて、弁護士がわかりやすく解説していただく。				
	定員なし（YouTubeにて限定公開）				
回数	日程	テーマ	講師	申込数	視聴回数
1	1月22日(水)～ 31日(金)	知っておきたい 結婚・離婚・ 再婚の法律のこと	角谷 史織 (弁護士)	73	75

⑯ ワークステーションさいたま出張セミナー

内容	自分自身の健康を守るため、日常生活や職場でのストレスへの気づきと対処についての基礎知識やセルフケアを学ぶ。				
	定員 20名 託児5名				
回数	日程	テーマ	講師	受講人数	託児
1	1月28日(火)	職場でのストレス対処法	ワークステーション さいたま キャリア コンサルタント	17	1

⑰ 女性のチャレンジ支援講座

内容	男性経営者が圧倒的に多い農業の世界で、好きな農業を仕事にすると決めて、チャレンジを続けている講師から、ライフストーリーや、営農・家事・子育て・自身の時間などのバランスのとり方などをお話しいただく。				
	定員なし（YouTubeにて限定公開）				
回数	日程	テーマ	講師	申込数	視聴回数
1	1月29日(水) ～2月7日(金)	好きなことを仕事にする！ 女性ひとりで新規就農	田島 友里子 (こぼと農園代表、有機農 家グループ「さいたま有機 都市計画」代表)	53	58

⑱ ケアと労働を考える講座

内容	大人が担うようなケア責任を引き受けている子ども・若者(ヤングケアラー)が抱える進学や就職、友人関係、キャリア形成、人生設計などの課題や、現状についてお話しいただく。また、身近な大人が出来る支援についても一緒に考える。				
	定員なし (YouTubeにて限定公開)				
回数	日程	テーマ	講師	申込数	視聴回数
1	2月12日(水) ～21日(金)	家族のケアを担う子ども・若者の実態 ヤングケアラーとは	小田桐 麻未 (一般社団法人ヤングケアラー協会 理事)	44	50

⑲ 地域社会の中のダイバーシティ(多様性)講座

内容	女性が日々の生活や人生の節目で感じる悩みや疑問は、個人的なことあるいは当事者の自己責任とされることが多いが、実は地域や社会の課題であることに着目し、一人ひとりの日々の暮らしと、社会の制度やまちのあり方が密接に関連することに気づき、望むことを形にする場を目指す。また、ワークショップを通じて、共通の関心事を持つ女性とつながるきっかけを提供する。				
回数	日時	各回内容	講師	受講人数	
1	5月29日(水) 10:40～12:10	講義&グループワーク	瀬山 紀子 (埼玉大学准教授)	4	
2	6月5日(水) 10:40～12:10	ゲスト講師 講義 「地域課題を解決する実践について」	河合 麻美 (特定非営利活動法人 ReMind 代表理事)		
3	6月12日(水) 10:40～12:10	グループ/テーマの決定	瀬山 紀子		
4	6月19日(水) 10:40～12:10	テーマについての ディスカッション	瀬山 紀子		
5	6月26日(水) 10:40～12:10	テーマについての ディスカッション	瀬山 紀子		
6	7月3日(水) 10:40～12:10	課題発表の準備	瀬山 紀子		
7	7月10日(水) 10:40～12:10	発表&講評	講評者 ・さいたまミモザの会 ・さいたまイクボス共同宣言事業者(埼玉りそな銀行、損害保険ジャパン)		

⑳ 女性のためのデジタル関連の仕事研究セミナー

内容	女性の就労支援や経済的自立、デジタル分野におけるジェンダー・ギャップの解消等のため、デジタル分野における女性活躍の状況や、女性が自分らしく働ける仕事として注目されているITエンジニアについては、お話いただく。				
	定員なし（YouTubeにて限定公開）				
回数	日程	テーマ	講師	申込数	視聴回数
1	7月30日(火)～ 8月8日(木)	ITエンジニアって どんな仕事？	やまざき ひとみ (Ms.Engineer 株式会社 代表取締役 CEO)	67	100

㉑ 女子中学生のためコープデリ商品検査センターお仕事体験ツアー

内容	女子学生が、理工系分野に興味・関心を持ち、進路選択することを応援するため、女性が活躍している理系の仕事現場を見学・体験、女性職員との交流を行い、理系の仕事を知る契機とする。				
	定員 15名 さいたま市在住・在学の女子中学生				
回数	日程	ツアー内容	講師	参加人数	
1	8月9日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 施設見学 微生物検査体験 女性職員との交流会 	コープデリ商品検査センター 職員	14	

㉒ さいたま市内企業等男女共同参画研修会

内容	事業者等へのジェンダー平等に関する意識啓発を図り、事業者や民間団体、市民が連携してジェンダー平等(男女共同参画)の推進に取り組むことで、男女共同参画のまちづくりを実現することを目的に実施。(さいたま市内企業等人権問題研修会と同時開催)				
	定員なし（市HPにて公開）				
回数	日程	テーマ	講師	視聴回数	
1	8月1日(木)～ 8月31日(土)	女性のライフキャリア ～女性が働き続けるということ～	竹本 はるみ (キャリアコンサルタント)	249	

㉓ ジェンダー平等出前講座(埼玉大学)

目的	若年層のデートDVをはじめ、あらゆる暴力に関する正しい理解を求め、DV や暴力の加害者・被害者にならないための意識啓発を行い、どうしたら暴力のない社会をつくることができるのかを考える機会とする。(動画の限定オンデマンド配信によるオンライン講座。令和5年度の講座を、主に新入学生向けに再配信。)				
回数	日程	内容	講師	受講人数	
1	配信期間 4月10日(水)～ 6月10日(月)	(安心・安全な学生生活のために) テーマ:「～デートDVを中心に、様々なハラスメントを防止する～」	吉祥 眞佐緒 (一般社団法人エープラス 代表理事)	287	

②④ ジェンダー平等出前講座（総合教育相談室）

目的	性的マイノリティに関する基礎知識を学び、当事者の人権侵害となる問題が起きることを防ぐため、事業所等における出前講座を実施する。			
回数	日時	内容	講師	受講人数
1	11月8日(金) 13:00～16:00	「性の多様性を前提とした学校づくりのために」	古堂 達也 (一般社団法人にじ一ずスタッフ、社会福祉士)	34

②⑤ ジェンダー平等出前講座(埼玉大学)

目的	学生が「安心・安全な学生生活」を送るため、デートDVやSRHRに関する正しい理解を深める機会として、出前講座を実施する。 (講座動画の限定オンデマンド配信により実施。)			
回数	日程	内容	講師	受講人数
1	配信期間 11月15日(金)～ 2月14日(金)	「安心・安全な学生生活のために」	平野 素尚 (助産師、一般社団法人埼玉県助産師会ほか)	355

②⑥ ジェンダー平等出前講座（EIKO デジタル・クリエイティブ高等学校）

目的	多様な人々が共に暮らす社会で、その一員として自分他者も尊重して、「自分らしく」生きるための基礎知識と考え方を学ぶため、市内の学校、事業所、団体等を対象に、それぞれのジェンダーに関する課題に応じた出前講座を実施する。			
回数	日時	内容	講師	受講人数
1	11月27日(水) 10:00～11:00	「ジェンダー平等って何だろう」	齋藤 喜久江 (さいたま市男女共同参画推進センター事業コーディネーター)	9

⑳ ジェンダー平等出前講座（大谷場小学校）

目的	多様な人々が共に暮らす社会で、その一員として自分他者も尊重して、「自分らしく」生きるための基礎知識と考え方を学ぶため、市内の学校、事業所、団体等を対象に、それぞれのジェンダーに関する課題に応じた出前講座を実施する。			
回数	日時	内容	講師	受講人数
1	2月12日(水) 13:30～15:00	「人称代名詞から考える性の多様性」	古堂 達也 (一般社団法人にじーずスタッフ、社会福祉士)	83

(5) 団体活動・交流支援事業

① 第4回パートナーシップさいたまフェスタ

男女共同参画社会の実現に向けて市民意識の高揚と理解の促進を図るため、さいたま市男女共同参画推進センターの主催により、男女共同参画意識啓発事業として開催しました。

テーマ：「ジェンダー平等を実現しよう」

目的	男女共同参画社会の実現に向けて、市民意識の高揚と理解を図るため、市民参画により男女共同参画意識啓発事業として開催する。(オンライン企画及び会場企画により実施)		
回数	日程	内容	参加人数
1	1月17日(金)～ 2月16日(日)	(1)基調講演(オンライン企画) ①「脳科学から考えるジェンダー」 講師：四本 裕子(東京大学大学院総合文化研究科 教授) ②「ジェンダー平等と男性の働き方・暮らし方」 講師：多賀 太(関西大学文学部 教授) (2)出展団体プログラム(会場企画及びオンライン企画) (3)令和6年度オンライン講座プレイバック(オンライン企画) (4)男女共同参画推進に関する取組紹介等 (会場企画及びオンライン企画)	396

第4回 パートナーシップさいたまフェスタ
「ジェンダー平等を実現しよう」

開催期間：令和7年1月17日(金)～2月16日(日) 参加費無料

オンライン企画 「基調講演」動画配信

テーマ「脳科学から考えるジェンダー」 講師 四本 裕子 さん
テーマ「ジェンダー平等と男性の働き方・暮らし方」 講師 多賀 太 さん

参加方法：特設サイトでのオンライン企画と会場での出展イベント。参加にはお申込みが必要です。令和7年2月13日(木)まで、お申込み受付中です。

主催：さいたま市男女共同参画推進センター (愛称：パートナーシップさいたま)

出展団体プログラム表：
団体名(五十音順) | プログラム
あいらんど | あいらんどのカフェ講座 ビデオサポートグループ
AKJ.Commu | ワークライフバランスセミナー
さいたま市女性学研究会(ゆい) | ワークショップ「フックトック」
Spring Up | 農家「すべての人が通しやすいついばプロジェクト」
TG+NBの会 | TG+NBの会 市民参加型オープンミーティング
Dulces(ドルセ) | 女性の社会活動を応援する、託児付きワークショップ
NPO法人ハンドセラピー・彩 | 活動紹介パネル展示
株式会社ポラ | ポラ大宮西口店 社会人への準備を応援!身だしなみスキンケア講座

オンライン企画 令和6年度 オンライン講座プレイバック
開催期間中、さいたま市男女共同参画推進センターが実施したオンライン講座の一部をプレイバックとして再配信します。

講演名 | 講師
男女共同参画推進センター記念事業「ジェンダー平等ってなんだろ?」——一人ひとりが幸せに暮らせるHappyな未来—— | アルティシア さん (作家)
性暴力防止セミナー「性的同意について考えよう」 | 櫻井 裕子 さん (心理師)
多様な性を知る講座「多様な性(トランスジェンダー) 性的マイノリティのメディア表現を考える」 | 東海林 毅 さん (NHK放送員)
アートから学ぶジェンダー「芸術化するアート業界のジェンダー意識」 | 小田原 のどか さん (建築家)
メディア・リテラシー講座「ジェンダー情報リテラシー入門」 | 堀 久美 さん (一般社団法人LGBTQ+研究推進 大阪公立大学 国際情報教育機構 委員研究員)
DV防止セミナー「取材から見た近年女性への暴力の現実」 | 上岡 陽子 さん (作家)
セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座「多様な性(トランスジェンダー) 性的マイノリティの権利」 | 平野 貴尚 さん (一般社団法人LGBTQ+研究推進 大阪公立大学 国際情報教育機構 委員研究員)
令和6年度さいたま市男女共同参画推進センター「女性のライフキャリア」政策がもたらす社会の未来 | 竹本 はるみ さん (キャリアコンサルタント)

会場企画 オンライン企画 男女共同参画推進に関する取組紹介
さいたまマイクス共同宣言事業者からのメッセージ * 男女共同参画クイズ
* 情報誌「夢」・広報誌「健の音」のご案内 * 相談事業のご案内 * 人材政策のご紹介

主催・お問い合わせ・会場企画の会場
さいたま市男女共同参画推進センター(愛称：パートナーシップさいたま)
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-1B シーナ大宮センタープラザ3階
TEL：048-642-8107 FAX：048-643-5801
Eメール：danjo-kyodo-sankaku@city.saitama.lg.jp

開催内容の詳細及び最新情報はこちら
「第4回パートナーシップさいたまフェスタ」ホームページをご覧ください
ホームページを閲覧できない場合は、以下のQRコードをスマートフォンから読み取ってください
フェスタのお申込みはこちらから

【第4回パートナーシップさいたまフェスタ チラシ】

② 市民企画講座

様々な分野で活動している団体から、多様な能力と経験を生かした男女共同参画を推進する事業の企画を募集し、開催する機会を提供しました。

○ PROTON (プロトン)

サンゴクエスト体験会～様々な視点から選択肢を考えよう～

目的	妊娠期～1歳までの子育て期を疑似体験出来るボードゲーム「サンゴクエスト」の体験を通して、共に生きやすい・働きやすい環境を考えることを目的とした講座を開催する。			
回数	日時	内容	講師	受講人数
1	11月22日(金) 10:00～12:00	「サンゴクエスト体験会～様々な視点から選択肢を考えよう～」	安東 さやか (サンゴクエスト認定ファシリテーター)	12

○ 埼玉県在宅ワーカースキルアップOG

「子育て」をテーマにした哲学対話イベント

目的	哲学対話の手法を通して「子育て」について語り合い、様々な視点や新しい考え方に出会える時間を創出する。また、対話を通じて生まれたアイデアや気づきを、イラストでまとめて可視化する試みを行う。			
回数	日時	内容	講師	参加人数
1	12月12日(木) 10:30～12:00	「自分・仕事・キャリアを大切にしながら子育てを楽しむ “おしゃべり会” ～哲学対話からさいたまの未来を描く・繋げる～」	神戸 和佳子 (長野県立大学大学院ソーシャル・イノベーション研究科、哲学者)	12
	1月19日(日) 13:00～14:30			10

③ 公募型共催事業

男女共同参画の視点をもって地域の課題解決を目指す企画を募集し、団体と協働で講座等を実施しました。

団体名	事業名	実施日	実施内容
蒼い空の会	あおいそら こころのケア講座	4月～3月 第2土曜日 13:30～15:30(全12回)	DV・トラウマ・モラルハラスメント・虐待など、様々な原因による心の傷つきについて考えながら学ぶ講座(NPO 法人レジリエンスのこころのcare 講座)を毎月違うテーマで開催した。
AKJ.Commu	ジェンダーレス・コミュニケーション講座	①5月18日(土) ②7月27日(土) ③9月28日(土) ④11月30日(土) ⑤1月25日(土) ⑥3月15日(土)	ジェンダー平等における知見を心理学の観点から、自分らしく生きるためのヒントを学ぶ。 講座は受講者同士の対話を中心に進める。 ①「ジェンダーバイアスを考える」 ②「多様性を尊重する」 ③「アサーションについて考える」 ④「他者と対立しない方法」 ⑤「パートナーシップを考える」 ⑥「自分らしく生きる」
さいたま市 女性学研究会 (ゆい)	①ワークショップ 「ブックトーク」 ②図書情報紙 「ゆい」発行 (P33 参照)	① 5/12・9/1・2/9 ② 6/15・11/17 編集会議 夏号(7月)・冬号(12月) 発行	①5/12 ブックトーク&井戸端会議 「小平陽一さんと共に『僕が家庭科教師になったわけ』と『生きる力』を話し合う！」 9/1ブックトーク&井戸端会議 『「今、専業主婦って絶滅危惧種なの？」あなたは、この問いかけにどう答えますか？』 2/9ブックトーク&井戸端会議「小説の世界を泳いでみよう。その1『BUTTER』」 ②パートナーシップさいたまの図書等を紹介する情報紙を作成した。
TG+NB の会	トランスジェンダー・Xジェンダー(ノンバイナリー)当事者ミーティング	4月～3月 第3土曜日 14:00～16:00(全12回)	性に揺らぎがある・生きづらさを抱えているトランスジェンダーやノンバイナリージェンダー(Xジェンダー)の当事者に対して、定期ミーティング・情報発信・勉強会を開催した。

一般社団法人 MAMALABO	自分らしく生きる！ 自立型ママメソッド 講座	①5月7日(土) ②7月1日(土)	①ストロークについて ②目標目的設定について
Dulces(ドルセ)	女性の社会活動を 応援する、託児付き ワークショップ	6月12日(水) 9月4日(水) 12月11日(水)	デザインアプリ「Canva」で簡単デザイン講座

(6) 調査・研究事業

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」に基づいて計画を着実に推進していくには、その基礎となる各種の調査・研究は欠かせません。

市・市民・事業者等との協働のもと、地域の実態把握・情報共有を通して、効果的な調査・研究を行うとともに、得られた知見を施策へ反映することが必要です。

また、各施策の推進にあたっては、ジェンダー間の意識による偏り、格差の現状やその要因、影響を把握するため、ジェンダー統計を充実し、根拠に基づく施策を推進することが求められています。

① 男女共同参画に関する市民意識調査

市民の男女共同参画に関する意識や実態を把握し、「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」の改訂及び今後の市の男女共同参画施策の推進に反映させることを目的として5年毎に市民意識調査を行っています。

(令和3年度実施調査について)

1 調査の概要

調査対象：さいたま市在住の18歳以上、5,000人を無作為抽出（うち外国人102人）
 調査期間：令和3年8月2日から令和3年8月23日まで
 調査方法：郵送による配布・回収
 回収結果：有効回答数：1,846（女性：1,015、男性：761、性別無回答：70）
 有効回答率：36.9%

2 調査の内容

①男女平等に関する意識について ・ ⑥新型コロナウイルス感染症の影響について
 ②家庭生活について ・ ⑦性について
 ③就業について ・ ⑧教育について
 ④社会参画について ・ ⑨市の男女共同参画の推進に関する施策について
 ⑤ハラスメントについて ・ ⑩配偶者などからの暴力について
 ・ ⑪交際相手からの暴力について

詳しくは下記のURLをご参照ください。

<https://www.city.saitama.lg.jp/006/010/006/008/p086590.html>

② 男女共同参画データブック

性別による固定的な役割分担意識や、それらを背景に形成された様々な男女間格差の例を統計データを踏まえ紹介し、男女共同参画に対する意識の醸成を図るため、男女共同参画データブックを作成しています。

3 施設の利用状況

(1) センター年間利用状況

令和6年4月1日～令和7年3月31日

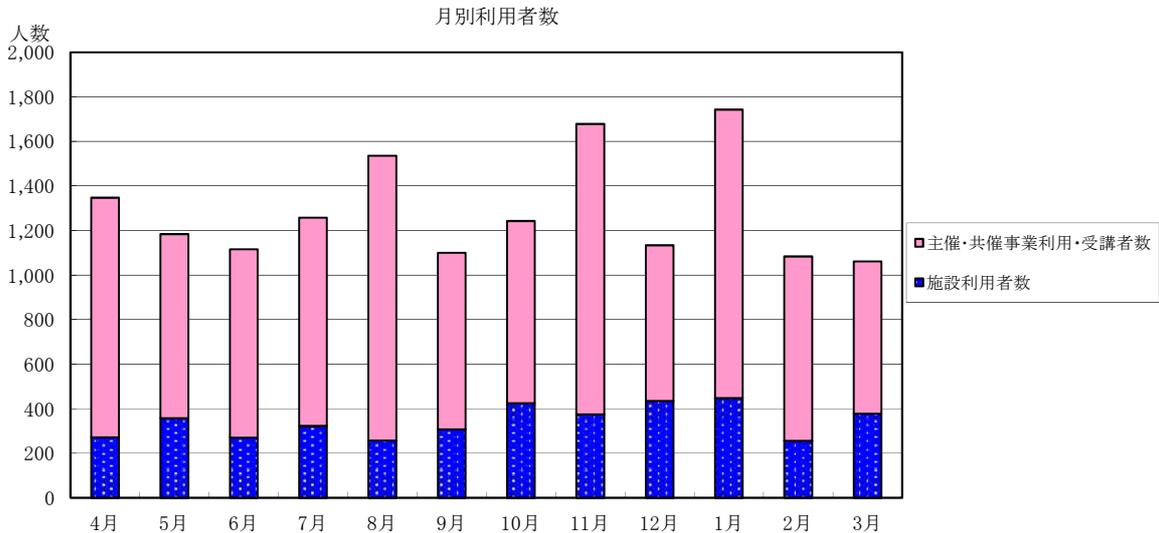
区 分		利用人員(人)	
主 催 事 業	相 談	電 話 相 談	7,230
		面 接 相 談	467
		法 律 相 談	152
		心の健康相談	21
		男 性 相 談	99
		男性法律相談	21
	講 座	受 講 者	2,739
		託 児	19
団 体 交 流 ・ 支 援 事 業	パートナーシップさいたまフェスタ	受 講 者	396
	市 民 企 画 講 座	受 講 者	34
	公 募 型 共 催 事 業	受 講 者 等	201
主 催、共 催 事 業 計		11,379	
施 設	図書等貸出し	184	
	会議室	3,916	
施 設 利 用 計		4,100	
総 計		15,479	

令和6年度の開館日数 (12/29～1/3は年末年始、毎月第4日曜日休館)	347 日
1日あたりの平均利用者数	44.6 人

(2) センター月別利用状況

(人)

区 分			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
主 催 事 業	相 談	女性相談	電話相談	680	668	605	640	596	591	647	584	546	536	572	565	7,230
		面接相談	42	42	40	35	41	46	42	47	31	31	30	32	39	467
		法律相談	14	13	12	15	11	14	8	13	14	14	11	14	13	152
		心の健康相談	3	1	2	0	2	1	3	2	2	2	1	3	1	21
	男性相談	電話相談	12	10	11	9	8	9	7	10	6	7	4	6	99	
		法律相談	0	2	2	1	3	2	1	2	0	0	5	3	21	
	講 座	受講者	317	59	157	215	607	106	100	612	73	277	172	44	2,739	
		託 児	1	5		5			2	2	4	1			20	
	団 体 交 流 ・ 支 援 事 業	パートナーシップ さいたま フェスタ	参加者											396		396
		市民企画講座	受講者								12	12	10			34
公募型共催事業		受講者等	7	27	16	16	10	24	7	19	12	25	26	12	201	
主催・共催事業 計			1,076	827	845	936	1,278	793	817	1,303	700	1,294	828	683	11,380	
施 設	図書等貸出し		14	27	15	22	15	28	12	9	8	9	11	14	184	
	会議室		257	330	255	300	242	279	413	366	426	439	245	364	3,916	
施設利用 計			271	357	270	322	257	307	425	375	434	448	256	378	4,100	
総 計			1,347	1,184	1,115	1,258	1,535	1,100	1,242	1,678	1,134	1,742	1,084	1,061	15,480	



IV 參考資料

1 センター施設の利用案内

(1) 利用登録

会議室、プレイルームの利用にあたっては、あらかじめ利用登録が必要です。窓口で登録申請書に必要事項を記入のうえ、提出してください。

- 男女共同参画の推進に係る市内・市外の団体が登録できます。

(2) 利用登録から施設利用申込みまで

- ①「さいたま市男女共同参画推進センター登録(変更)申請書」と「さいたま市公共施設予約システム利用登録(変更)申請書」を提出してください。

※利用許可までには1～2週間程度、時間がかかります。

- ②利用許可後、代表者へ、利用者登録カードを送付いたします。

※他のさいたま市公共施設へ登録し、既に利用者登録カードを持っている方には、利用許可を電話でお知らせいたします。

- ③施設利用の申込みは、さいたま市ホームページ「さいたま市公共施設予約システム」から予約してください。

※さいたま市ホームページアドレス

<https://www.city.saitama.lg.jp>

※詳しくは同システムの操作案内を参照してください。

(3) 施設利用申込（抽選申込・空き施設予約申込の流れ）

登録区分	抽選申込			抽選後の空き施設 予約申込期間	予約取消 期日	本申請・使 用料納入
	抽選申込 期間	抽選日	抽選結果確認及 び利用確定期間			
市内	利用月の 3ヶ月前の 1日から5日	抽選申 込月の 6日	抽選申込月の 7日から13日の 17時まで	利用月の3ヶ月前 の14日から利用日 の10日前の17時 まで	利用日の 3日前の 17時まで	申し込み をした日を含めて8日 以内に
市外	抽選に参加できません			利用月の2ヶ月前 から利用日の10日 前の17時まで		

- ・利用確定期間内に利用確定操作を行わない場合、当選が無効になります。
- ・当選分については、利用確定期間内に、来館して直接本申請の手続きを行います。
- ・空き施設予約については、指定期間内に、来館して直接本申請の手続きを行います。
- ・予約を取り消す場合は、早めに連絡してください。
- ・支払済の使用料は返却できません。

(4) 施設利用時間・料金表

区分	定員	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00
会議室1	12人	470円	620円	470円
会議室2	12人	470円	620円	470円
会議室3	24人	1,550円	2,060円	1,550円
プレイルーム (会議利用の保 育用)	5人	740円	990円	740円

- ・市外の団体・個人の利用の場合は上記の額に100分の50を乗じて得た額を加算します。

2 世界・国・埼玉県・さいたま市の男女共同参画推進の施策

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
昭和50年 (1975)	<p>[昭50(1975)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際女性年世界会議開催(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 ・第30回国連総会で1976年～1985年を「国連女性の10年」とすることを決定 <p>[昭54(1979)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択 	<p>[昭50(1975)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進本部」(本部長:内閣総理大臣)設置 <p>[昭51(1976)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法一部改正(離婚後も婚姻中の氏を使えることになる) <p>[昭52(1977)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館が埼玉県嵐山町に開館 	<p>[昭51(1976)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当を置く <p>[昭52(1977)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画財政部に婦人問題企画室設置(昭和54年に県民部へ組織改正) ・埼玉県婦人問題協議会設置 	<p>[昭53(1978)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画課に婦人問題連絡窓口を置く(浦和市)
昭和55年 (1980)	<p>[昭55(1980)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国連女性の10年」中間年世界会議開催(コペンハーゲン)条約の署名式(51ヶ国代表が署名) <p>[昭56(1981)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ILO第156号「男女労働者、特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」裁決 	<p>[昭55(1980)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民法一部改正(配偶者の相続分1/3から1/2へ) ・「女子差別撤廃条約」署名 <p>[昭59(1984)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国籍法及び戸籍法一部改正(子の国籍父系血統主義から父母両系主義へ)(昭和60施行) 	<p>[昭55(1980)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定 ・県民部に婦人対策課設置 ・婦人関係行政推進会議設置 <p>[昭59(1984)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の地位向上に関する埼玉県計画(修正版)」策定 	<p>[昭55(1980)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民部市民相談室に「婦人係」として独立(浦和市) <p>[昭56(1981)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「浦和市における婦人の意識及び生活に関するアンケート」実施(浦和市)
昭和60年 (1985)	<p>[昭60(1985)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国連女性の10年」最終年世界会議開催(ケニヤ・ナイロビ) 「西暦2000年に向けての女性の地位向上のための将来戦略」(ナイロビ将来戦略)採択 	<p>[昭60(1985)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)公布(昭61施行) ・「女子差別撤廃条約」批准 <p>[昭62(1987)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	<p>[昭61(1986)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定 	<p>[昭60(1985)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「浦和市における婦人の意識及び生活に関するアンケート」実施(浦和市) <p>[昭62(1987)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題担当を秘書企画室に置く(大宮市) <p>[昭63(1988)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題の現況と課題」に関する調査を実施(大宮市)

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
		[平元(1989)] ・「法令の一部改正する法律」(婚姻・親子関係等についての男性優先規程の改正等)公布		
平成2年 (1990)	[平2(1990)] ・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第1回見通しと評価に伴う勧告及び結論」採択 [平5(1993)] ・世界人権会議開催「ウイーン宣言及び行動計画」で女性の平等の地位と女性の人権について採択 [平6(1994)] ・「国際人口・開発会議」開催	[平3(1991)] ・婦人問題企画推進本部「西暦2000年に向けての新国内行動計画」(第一次改定) ・「育児休業等に関する法律」公布(平4施行) [平4(1992)] ・初の婦人問題担当大臣任命 [平5(1993)] ・「短時間労働者の雇用管理の改善に関する法律」(パートタイム労働法)公布(平5施行) [平6(1994)] ・男女共同参画推進本部発足 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画室設置 ・婚姻制度等に関する民法改正要綱草案の提示	[平2(1990)] ・「男女平等社会擁立のための埼玉県計画(修正版)策定 ・(財)埼玉県県民活動総合センターが伊奈町に開館 [平3(1991)] ・婦人行政課を女性政策課に名称変更	[平2(1990)] ・第1回「大宮市女性フォーラム」を開催(大宮市) ・文化・婦人対策担当を市長公室に置く(与野市) ・「婦人問題に関する職員意識調査」実施(与野市) [平3(1991)] ・「女性問題に関する市民アンケート」実施(与野市) [平4(1992)] ・企画部女性政策推進室設置(浦和市) ・「男女平等に関する職員意識調査」実施(浦和市) ・浦和市女性政策推進協議会設置(市長の諮問機関)(浦和市) [平5(1993)] ・「男女平等に関する意識及び実態調査」実施(浦和市) ・「おおみや女性プラン」策定(大宮市) ・企画部に女性政策課を設置(大宮市) ・「男女共同参画社会の実現を目指す与野プラン」策定(与野市) [平6(1994)] ・「女性関連事業実態調査」実施(浦和市) ・「おおみや女性プラン」実施計画を作成(大宮市) ・「女性相談室」開設(与野市) ・市長公室に女性政策室を設置(与野市) ・与野市女性政策市民会議を設置(市長の諮問機関)(与野市)

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
平成7年 (1995)	<p>[平7(1995)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ・第4回世界女性会議(北京)開催 「北京宣言」「行動要領」の採択 <p>[平11(1999)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際人口会議(ハーグ)開催 	<p>[平7(1995)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」の公布 ・「ILO第156号条約」(家族的責任を有する労働者条約)批准 <p>[平8(1996)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会より「男女共同参画ビジョン」の答申 ・総理府男女共同参画2000年プラン策定 <p>[平9(1997)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 (一部を除き平成11年4月より施行。差別解消努力義務から差別禁止規定へ。セクハラ防止、ポジティブ・アクションへの対応) ・「労働基準法一部改正」(女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等) ・「育児・介護休業法」一部改正(労働者の深夜業制限の制度創設) <p>[平10(1998)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会より「男女共同参画社会基本法(仮称)」答申 <p>[平11(1999)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正男女雇用機会均等法が公布 ・男女共同参画社会基本法が公布 	<p>[平7(1995)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定 <p>[平8(1996)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世界女性みらい会議」開催 <p>[平9(1997)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県女性センター(仮称)基本構想」策定 <p>[平10(1998)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県女性センター(仮称)基本計画」策定 	<p>[平7(1995)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「うらわ男女平等推進プラン」策定(浦和市) ・「女・男～フェスタ」開催(毎年)(浦和市) ・「男女平等に関する市民意識調査」を実施(大宮市) <p>[平8(1996)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画部女性政策課から企画財政部女性政策課へ名称変更(大宮市) <p>[平9(1997)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦和市地域中核施設「プラザ・イースト」内に「女・男プラザ」開設(浦和市) ・生活文化部女性政策・国際課に組織改正(浦和市) ・「県立勤労婦人ホーム」を移管し政策企画部に女性政策を併合した「与野市女性総合センター」を開設(与野市) ・「男女共同参画社会の実現を目指す与野プラン」実施計画策定(与野市) <p>[平10(1998)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦和市女性政策推進協議会より「(仮称)浦和市女性センターの設置について」提言(浦和市) ・「数字に見る浦和の女性」報告書(浦和市) ・大宮市女性センター(仮称)基本計画を策定(大宮市) ・「ジェンダーに関する市民意識調査」を実施(与野市) <p>[平11(1999)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画財政部女性政策課から市民部女性政策課へ移行(大宮市) ・「男女共同参画に関する意識調査」実施(与野市)

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
平成12年 (2000)	<p>[平12(2000)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国連特別総会」(女性2000年会議) ・(ニューヨーク)「政治宣言」「北京宣言及び行動要領実施のための更なる行動とイニシアチブ(いわゆる『成果文書』)」の採択 	<p>[平12(2000)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会より「女性に対する暴力に関する基本的方策」答申 ・総理府が「男女共同参画基本計画」を策定 <p>[平13(2001)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央省庁等改革により内閣府男女共同参画局の設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の公布 <p>[平16(2004)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者間における暴力防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正(元配偶者への拡大、暴力概念の拡大など)施行 	<p>[平12(2000)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画推進条例」施行 <p>[平14(2002)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ・「埼玉県男女共同参画推進センター(Wi thYou さいたま)開設 	<p>[平12(2000)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うらわ男女平等推進プラン(第2次)策定(浦和市) ・「おおみや男女共同参画プラン」(第2次)策定(大宮市) ・職員用小冊子「ジェンダーに敏感な視点を築くための第一歩として」を作成(与野市) <p>[平13(2001)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市市民生活部男女共生推進課の設置 <p>[平15(2003)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」施行 <p>[平16(2004)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 ・「さいたま市男女共同参画推進センター」を開設

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
平成17年 (2005)	<p>[平17(2005)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第49回国連女性の地位委員会」(北京+10)宣言と決議採択 <p>[平18(2006)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(東京) <p>[平19(2007)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(ニューデリー) <p>[平21(2009)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(ソウル) 	<p>[平17(2005)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法改正」施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 <p>[平18(2006)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」一部改正 <p>[平19(2007)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略とりまとめ ・「仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 <p>[平20(2008)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法(DV法)」一部改正 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」一部改正 	<p>[平18(2006)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定 <p>[平19(2007)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」改定 <p>[平21(2009)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第2次)」策定 	<p>[平18(2006)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」実施 ・「さいたま市雇用対策推進計画」策定 <p>[平20(2008)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進協議会が「提言書 次期さいたま市男女共同参画基本計画はいかにあるべきか」答申 <p>[平21(2009)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 ・「若年層における交際相手からの暴力(デートDV)に関する意識・実態調査」実施
平成22年 (2010)	<p>[平22(2010)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第54回国連女性の地位委員会」(北京+15)開催 	<p>[平22(2010)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 		<p>[平22(2010)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進協議会が「さいたま市における配偶者暴力対策の基本的な方向性について」答申 ・「男女共生推進課」を「男女共同参画課」に課名変更

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
	<p>[平 23(2011)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第4回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(シムリアップ) <p>[平 25(2013)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第5回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(北京) <p>[平 26(2014)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際女性会議 WAW! 2014(日本)の開催 	<p>[平 25(2013)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法(DV法)」一部改正 	<p>[平 24(2012)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第3次)」策定 	<p>[平 23(2011)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「さいたま市DV防止基本計画」の策定 ・「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」実施 <p>[平 25(2013)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進協議会が「提言書 次期さいたま市男女共同参画基本計画はいかにあるべきか」答申 <p>[平 26(2014)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 ・「若年層における交際相手からの暴力(デートDV)に関する意識・実態調査」実施 ・DV相談センター(配偶者暴力相談支援センター)開設
平成 27 年(2015)	<p>[平 27(2015)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第59回国連女性の地位委員会」(北京+20)開催 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択 ・国際女性会議 WAW! 2015(日本)の開催 <p>[平 28(2016)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G7伊勢志摩サミット(日本)にて「女性の能力開花のためのG7行動指針」の取りまとめ ・国際女性会議 WAW! 2016(日本)の開催 	<p>[平 27(2015)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定 <p>[平 28(2016)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の全面施行 		<p>[平 27(2015)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進協議会が「答申書 次期さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画はいかにあるべきか」答申 <p>[平 28(2016)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2次さいたま市DV防止基本計画」の策定 ・「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」実施

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
	<p>[平 29(2017)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際女性会議 WAW ! 2017 (日本) の開催 <p>[令元(2019)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ESCAP 北京+25 に関するアジア太平洋閣僚会合 (バンコク) 開催 ・国際女性会議 WAW ! /W20 (日本) の開催 	<p>[平 29(2017)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税法等の配偶者控除等が改正 ・「刑法の一部を改正する法律」施行 ①強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等 ②監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設 ③強盗強姦罪の構成要件の見直し等 ④ 強姦罪等の非親告罪化 ※3年後検討条項 (改正法附則第9条) <p>[平 30(2018)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 <p>[令元(2019)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部改正 	<p>[平 29(2017)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画 (第4次)」策定 	<p>[平 29(2017)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市特定事業主行動計画「第2次女性活躍推進プラン」策定 <p>[平 30(2018)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進協議会が「提言書 第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりに関する基本計画について」答申 ・「男女共同参画相談室」開設 <p>[令元(2019)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第4次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 ・「若年層における交際相手からの暴力 (デートDV) に関する意識・実態調査」実施 ・総務局総務部「人権政策推進課」と市民局市民生活部「男女共同参画課」が統合し、市民局市民生活部「人権政策・男女共同参画課」設置
令和2年(2020)	<p>[令 2 (2020)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「COVID-19 と女性・女児に対する暴力」報告書 (UN Women) 	<p>[令 2 (2020)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正 		<p>[令 2 (2020)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進協議会が「答申書 第3次さいたま市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画の策定について」答申

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
		<ul style="list-style-type: none"> ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 ・「第5次男女共同参画基本計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会へ配偶者暴力相談支援センター所管課が参画 ・「さいたま市パートナーシップ宣誓制度」開始
	<p>[令4(2022)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際女性会議 WAW! 2022 (日本) の開催 <p>[令5(2023)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・G7 サミット(日本)にて男女共同参画担当大臣会合が日光市で開催(日本では初)され、「日光声明」が発出される。 	<p>[令3(2021)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」公布 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」一部改正 ①政党その他の政治団体の取組の促進 ②国・地方公共団体の施策の強化 <p>[令4(2022)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成人年齢の引き下げ ・「AV 出演被害防止・救済法」施行 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 (R6. 4. 1 施行) <p>[令5(2023)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「刑法」「刑事訴訟法」一部改正 ・「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」公布 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布 	<p>[令3(2021)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県 多様性を尊重する共生社会づくりに関する調査の結果」公表 <p>[令4(2022)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県 性の多様性を尊重した社会づくり条例」施行 ・「埼玉県男女共同参画基本計画」策定 ・「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」策定 	<p>[令3(2021)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第3次さいたま市DV防止基本計画」の策定 ・「さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査」実施 <p>[令5(2023)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進協議会が「提言書 第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりに関する基本計画について」答申

	世界又は国連	国	埼玉県	さいたま市
		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正 ・「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」公示 <p>[令6(2024)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 	<p>[令6(2024)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県内市町村間における「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定書」締結 	<p>[令6(2024)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」策定 ・全国規模で展開する「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」にさいたま市加入

V 条例等

さいたま市男女共同参画のまちづくり条例

平成15年3月14日

条例第38号

さいたま市は、「私たちがつくり、共に生きるまち」を合い言葉に、性別にかかわらず一人一人がお互いを認め合い、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指している。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として残されており、就業の場における男女間格差、さまざまな分野における参画の不平等、さらに、出産期と子育て期における女性の労働力率の低下等、男女共同参画社会の実現のためには、解決しなければならない多くの課題がある。

このような現状を見直すとともに、日本国憲法、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約及び男女共同参画社会基本法の理念を踏まえ、豊かで安心して生活することができる社会を築くためには、男女が対等な構成員としてお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合うことができる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現に向け、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画のまちづくりに取り組むことを決意し、豊かで活力あるさいたま市を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画のまちづくりに関し、基本目標を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現及びだれもが自分らしく生きられるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画のまちづくり 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本目標)

第3条 男女共同参画のまちづくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力等が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画のまちづくりに当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画のまちづくりは、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体に

おける方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行われなければならない。

- 4 男女共同参画のまちづくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、就業、就学その他の社会生活における活動を行うことができるように配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画のまちづくりは、男女が互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項について自らの決定が尊重されること並びに生涯にわたり男女が健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画のまちづくりは、国際社会における取組と密接な関係があることを十分理解し、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本目標（以下「基本目標」という。）にのっとり、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画のまちづくりの推進に当たり、市民及び事業者と連携し、協働して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本目標にのっとり、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本目標にのっとり、男女共同参画のまちづくりの推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、女性に対する暴力を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(基本的施策等)

第9条 市は、男女共同参画のまちづくりを促進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- (1) あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講じられるよう努めること。

- (2) 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めること。
- (3) 男女共同参画のまちづくりに関する調査研究並びに情報の収集及び分析を行い、市民及び事業者に対する情報の提供を行うこと。
- (4) 男女共同参画のまちづくりに関する市民及び事業者の理解を深めるために、広報活動の充実を図ること。
- (5) 学校教育、家庭教育その他あらゆる分野の教育及び学習において、男女共同参画のまちづくりを推進するために必要な措置を講ずること。
- (6) 男女共同参画のまちづくりの推進に資する人材を育成し、及び積極的な活用を図ること。
- (7) 民間の団体が行う男女共同参画のまちづくりの推進に関する活動に役立つよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画のまちづくりに関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、さいたま市男女共同参画推進協議会に諮問するものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第11条 市は、男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(苦情の申出及び処理)

第12条 市長は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（以下「市民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

- 2 市民等は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの促進に関する施策又は男女共同参画のまちづくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情がある場合は、苦情処理委員に申し出ることができる。
- 3 苦情処理委員は、前項の規定により苦情がある旨の申出があった場合においては、必要に応じて、前項の施策を実施する機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

(年次報告)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画のまちづくりの推進状況及び男女共同参画のまちづくりの推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(男女共同参画推進協議会)

第14条 市長の諮問に応じ、男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、さいたま市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、委員23人以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 市民代表者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 市職員
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成15年10月1日から施行する。
(さいたま市男女共同参画推進協議会条例の廃止)
- 2 さいたま市男女共同参画推進協議会条例（平成13年さいたま市条例第290号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際、現に前項の規定による廃止前のさいたま市男女共同参画推進協議会条例第2条第2項の規定により委嘱し、又は任命されている委員は、第14条第3項の規定により委嘱し、又は任命された委員とみなす。

さいたま市男女共同参画のまちづくり条例施行規則

平成15年9月30日

規則第176号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例（平成15年さいたま市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情処理委員)

第2条 条例第12条第1項に規定する委員の名称は、さいたま市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）とする。

- 2 苦情処理委員は、3人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 苦情処理委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 苦情処理委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。
- 6 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるにふさわしくない行為があったときは、これを解嘱することができる。

(職務)

第3条 苦情処理委員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 条例第12条第3項の規定により、申出について調査し、勧告、意見表明又は助言（以下「勧告等」という。）を行うこと。
 - (2) 前号に掲げる職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。
- 2 苦情処理委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。
- 3 苦情処理委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議により行うものとする。
- (1) 職務の執行の方針に関する事項
 - (2) 職務の執行計画に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、苦情処理委員が合議により処理することを合議により決定した事項
- (苦情の申出)

第4条 条例第12条第2項の規定による申出（以下「申出」という。）は、男女共同参画に関する施策の苦情申出書（様式第1号）により行うものとする。

(調査しない申出)

第5条 苦情処理委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の紛争の解決の援助の対象となる事項
- (4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 条例又はこの規則の規定による苦情処理委員の行為に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理委員が調査することが適当でないと認める事項

2 苦情処理委員は、前項の規定により調査しないときは、その旨及びその理由を当該申出をした者に対し、苦情申出に係る通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（調査開始の通知等）

第6条 苦情処理委員は、申出について調査を開始するときは、その旨を苦情に係る施策を行う市の機関に対し、調査開始通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 苦情処理委員は、市の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めるときは、説明等依頼書（様式第4号）により依頼するものとする。

（調査結果等の通知）

第7条 苦情処理委員は、申出について調査が終了したときは、その結果を、速やかに当該申出をした者に対し、調査結果等通知書（様式第5号）により通知するものとする。この場合において、勧告等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。

2 苦情処理委員は、申出について調査が終了した場合において、勧告等を行わないときは、その結果を、速やかに前条第1項の規定により調査開始を通知した市の機関に対し、調査終了通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（勧告等）

第8条 勧告等は、申出に係る市の機関に対し、勧告書・意見表明書・助言書（様式第7号）を送付することにより行うものとする。

（是正その他の措置の報告）

第9条 苦情処理委員は、苦情の申出に係る施策を実施する市の機関に対し、勧告又は意見表明を行ったときは、当該勧告又は意見表明を行った市の機関に対し、相当の期限を定めて、是正その他の措置について措置報告書（様式第8号）により報告を求めるものとする。

（申出の処理の状況等の報告等）

第10条 苦情処理委員は、毎年度1回、申出の処理の状況等についての報告書を作成し、市長に提出するとともに、これを公表するものとする。

（守秘義務）

第11条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第12条 苦情処理委員の庶務は、市民局において処理する。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

（任期の特例）

2 この規則の施行後最初に委嘱される苦情処理委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成22年3月25日規則第19号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第37号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

さいたま市男女共同参画推進協議会規則

平成15年3月27日

規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例（平成15年さいたま市条例第38号）第14条第6項の規定に基づき、さいたま市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、市民局において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規則第20号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日規則第38号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○さいたま市男女共同参画推進センター条例

平成15年12月25日

条例第78号

改正 平成25年12月26日条例第46号

平成31年3月13日条例第2号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成を推進するため、さいたま市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）をさいたま市大宮区桜木町1丁目10番地18に設置する。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に係る相談に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 男女共同参画の推進に係る講座、講演会等の開催に関すること。
- (4) 男女共同参画の推進に係る市民の活動及び交流の支援に関すること。
- (5) 男女共同参画の推進に係る調査研究に関すること。
- (6) 会議室及びプレイルーム（以下「会議室等」という。）の利用に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 市長は、前項に規定する休館日のほか、センターの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(開館時間)

第4条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前9時から午後5時まで
- (2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時から午後9時まで

(利用の許可)

第5条 会議室等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議室等の利用を許可しない。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。

- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第8条 利用者は、会議室等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用期間)

第9条 会議室等を引き続いて利用することができる期間は、3日とする。ただし、市長は、事情によりこれを変更することができる。

(利用の許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又はセンターの管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第11条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、会議室等を利用することができないとき。

(入館の禁止等)

第14条 市長は、センター内の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、若しくはこれらのおそれのある者の入館を禁止し、又はその者の退館を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、会議室等の利用が終わったときは、速やかにこれを原状に回復しなければならない。第10条

の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

- 2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第16条 入館者又は利用者は、故意又は過失によりセンターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日条例第46号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 次項から第9項までに定めるものを除くほか、次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の同表の右欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の同欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

略	略
第36条の規定による改正後のさいたま市男女共同参画推進センター条例別表の規定	許可の申請
略	略

附 則 (平成31年3月13日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

- 2 この条例（第1条、第10条から第12条まで、第15条、第16条、第17条（同条中第6条の改正に限る。）、第18条、第30条及び第51条から第53条までの規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設の使用等に係る使用料、利用料金等（以下「使用料等」という。）で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

(一部改正〔平成25年条例46号・31年2号〕)

施設	時間区分	午前	午後	夜間
		午前9時～午後零時	午後1時～午後5時	午後6時～午後9時
会議室1		470円	620円	470円
会議室2		470円	620円	470円
会議室3		1,550円	2,060円	1,550円
プレイルーム		740円	990円	740円

備考

- 1 準備及び原状回復のための時間は、使用料計算の時間に含まれるものとする。
- 2 市内に住所を有しない個人又は法人その他の団体が利用する場合の使用料は、規定の使用料の額に、100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- 3 使用料を計算する場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

さいたま市男女共同参画推進センター条例施行規則

平成16年3月31日

規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、さいたま市男女共同参画推進センター条例（平成15年さいたま市条例第78号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の申請)

第2条 条例第5条の規定によりさいたま市男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）の会議室等の利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、次に定めるところにより申請書を市長に提出し、又はさいたま市市長の管理する公共施設に係るさいたま市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成26年さいたま市規則第152号。以下「施設予約システム規則」という。）に定めるところにより、さいたま市公共施設予約システム（施設予約システム規則第1条に規定するさいたま市公共施設予約システムをいう。）を利用して申請しなければならない。

(1) 利用の許可を受けようとする場合 施設予約システム規則に定める利用許可申請書（一般）

(2) 許可に係る事項の変更の許可を受けようとする場合 施設予約システム規則に定める利用変更許可申請書（一般）

2 前項の申請は、会議室等を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の3月前（利用者が市外居住者（本市に住所を有しない個人又は法人その他の団体をいう。）である場合は、2月前）の月に属する日で市長が定める日から利用日の3日前までの期間に行わなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第3条 条例第5条の規定による利用の許可又は許可に係る事項の変更の許可は、次に定めるところにより許可書を交付して行うものとする。

(1) 利用の許可 施設予約システム規則に定める利用許可書（一般）

(2) 許可に係る事項の変更の許可 施設予約システム規則に定める利用変更許可書（一般）

(利用の取消し)

第4条 条例第5条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の取消しをしようとするときは、遅滞なく前条に規定する許可書を添えて届け出なければならない。ただし、市長が届け出る必要がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料の納付)

第5条 利用者は、条例第11条に規定する使用料を、利用許可書の交付と引換えに納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免の基準及び割合)

第6条 条例第12条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合の基準及び割合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本市が主催し、又は共催する行事に利用する場合 100分の100

(2) 市長が特に必要があると認めるとき 市長がその都度定める割合

2 前項の規定により使用料を減額して算定する場合において、当該金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第13条ただし書の規定により、会議室等の使用料を還付する場合及びその基準は、次のとおりとする。

- (1) センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消した場合 100分の100
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、会議室等の利用ができない場合 市長が相当と認める割合

(利用者の遵守すべき事項)

第8条 センターの利用者又は入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用できる施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 許可を受けずにセンター内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示、写真の撮影、録音等を行わないこと。
- (3) 許可を受けずに火気等を利用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。
- (4) 許可を受けずに備え付けた備品等を移動しないこと。

(損壊の届出等)

第9条 センターの施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の立入り)

第10条 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、会議室等の維持のため利用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(利用終了の届出)

第11条 利用者は、センターの会議室等の利用を終了したときは、速やかに係員に届け出なければならない。

(原状回復の点検)

第12条 利用者は、条例第15条の規定により会議室等を原状に回復したときは、係員の点検を受けなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則(平成26年10月1日規則第161号)

この規則は、平成27年1月5日から施行する。

附 則(令和7年1月30日規則第3号)

この規則は、令和7年2月1日から施行する。

さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関ネットワーク会議要綱

(目的)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第5条の2に基づき、さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関ネットワーク会議（以下、「DV防止ネットワーク会議」という。）を設置し、民間、行政などの関係機関が密接な連携を図り、配偶者等からの暴力（以下、「DV」という。）の予防から被害者の自立までにわたるサポート体制を、総合的に検討することにより、DVの根絶へ寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 DV防止ネットワーク会議は、次の2つの会議により構成される。

- (1) さいたま市DV防止ネットワーク代表者会議（以下、「代表者会議」という。）
- (2) さいたま市DV防止ネットワーク実務者会議（以下、「実務者会議」という。）

(役割等)

第3条 前条に定める各会議の役割等は、次のとおりとする。

(1) 代表者会議

ア 位置づけ

本市の関係機関、他の公的機関及び民間の関係機関の代表者等が相互に連携を図るための会議。

イ 役割

- (ア) 実務者会議における協議結果やDVの現状に関する報告、及び各機関等による情報交換。
- (イ) その他必要な事項の協議。

ウ 構成

- (ア) 構成員は、別表1のとおりとする。
- (イ) 代表者会議において、必要があると認められるときは、構成員以外の者から意見を聞くことができる。

(2) 実務者会議

ア 位置づけ

DV被害者の相談、緊急一時保護、自立支援等の実務において、被害者等に直接かかわる業務を行う本市の関係機関、他の公的機関及び民間の関係機関における担当者等が相互に連携を図るための会議。

イ 役割

- (ア) DVの現状に関する報告及び事例研究、及び各機関等による情報交換。
- (イ) その他必要な事項の協議。

ウ 構成

- (ア) 構成員は、別表2のとおりとする。
- (イ) 実務者会議において、必要があると認められるときは、構成員以外の者から意見を聞くことができる。

(開催)

第4条 DV防止ネットワーク会議は、さいたま市市民局市民生活部長が招集する。

(事務局)

第5条 事務局は、人権政策・男女共同参画課とし、会議に関する庶務を行う。

(守秘義務)

第6条 DV防止ネットワーク会議の構成員は、会議で知り得た個人情報等を職務以外で漏らしてはならない。
職務を退いた後も同様とする。

(会議の非公開)

第7条 会議は、非公開とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、DV防止ネットワーク会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

2 ~~さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議要綱~~ (平成16年8月19日施行)
は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

さいたま市DV防止ネットワーク代表者会議 構成員一覧

関係機関・団体名	
埼玉県	埼玉県警察本部 生活安全部 人身安全対策課
	埼玉県 県民生活部 人権・男女共同参画課
	埼玉県 県民生活部 男女共同参画推進センター
関係団体	埼玉弁護士会
さいたま市	市民局 市民生活部 市民生活安全課
	市民局 区政推進部
	保健衛生局 保健部 こころの健康センター
	福祉局 生活福祉部 生活福祉課
	福祉局 長寿応援部 高齢福祉課
	子ども未来局 子ども育成部 母子保健課
	子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所
	子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課
	教育委員会 学校教育部 総合教育相談室

別表2

さいたま市DV防止ネットワーク実務者会議 構成員一覧

関係機関・団体名	
埼玉県	埼玉県警察本部 生活安全部 人身安全対策課
	埼玉県 県民生活部 男女共同参画推進センター
関係団体	埼玉弁護士会
	民間団体
さいたま市	市民局 市民生活部 市民生活安全課
	市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課
	保健衛生局 保健部 こころの健康センター
	子ども未来局 子ども家庭総合センター 北部・南部児童相談所
	各区区民課
	各区福祉課
	各区支援課
	各区高齢介護課
	各区保健センター
	教育委員会 学校教育部 総合教育相談室

さいたま市困難な問題を抱える女性支援関係機関ネットワーク会議要綱

(目的)

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「法」という。）第15条の規定に基づき、法第2条に規定する困難な問題を抱える女性への支援を、適切かつ円滑に行うため、さいたま市困難な問題を抱える女性支援関係機関ネットワーク会議（以下、「女性支援ネットワーク会議」という。）を設置し、民間、行政などの関係機関が密接な連携を図り、困難な問題を抱える女性への支援体制を総合的に検討することにより、女性が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(構成)

第2条 女性支援ネットワーク会議は、次の各号に掲げる会議で構成し、これらの会議は相互に連携しながら運営する。

- (1) 代表者会議
- (2) 実務者会議
- (3) 個別ケース検討会議

(役割等)

第3条 前条に定める各会議の役割等は、次のとおりとする。

- (1) 代表者会議

ア 位置づけ

本市の関係機関、他の公的機関及び民間の関係機関の代表者等が相互に連携を図るための会議。

イ 役割

- (ア) 実務者会議における協議結果や女性支援の現状や課題に関する報告、及び各機関等による情報交換
- (イ) その他必要な事項の協議

ウ 構成

- (ア) 構成員は、別表1のとおりとする。
- (イ) 代表者会議において、必要があると認められるときは、構成員以外の者から意見を聞くことができる。

- (2) 実務者会議

ア 位置づけ

困難な問題を抱えた女性の発見、相談、心身の健康回復への援助、緊急一時保護、自立支援等の実務において、支援対象者に直接かわる業務等を行う本市の関係機関、他の公的機関及び民間の関係機関における担当者等が相互に連携を図るための会議。

イ 役割

- (ア) 具体的な事例検討、情報共有等
- (イ) その他必要な事項の協議

ウ 構成

- (ア) 構成員は、別表2のとおりとする。
- (イ) 実務者会議において、必要があると認められるときは、構成員以外の者から意見を聞くことができる。

- (3) 個別ケース検討会議

ア 位置づけ

個別ケースに直接対応する者で構成する会議。

イ 役割

個別ケースについて、支援対象者の意向やアセスメントを踏まえ、詳細な支援方針を立てるとともに、定期的な状況確認や支援方針の見直し、支援対象者の実態把握等を行うものとする。

ウ 構成

個別ケースに関わる機関等が、必要に応じて関係機関等を招集し構成する。

(開催)

第4条 代表者会議、実務者会議については、さいたま市市民局市民生活部長が招集する。個別ケース検討会議については、個別ケースに関わる関係機関が開催の要請を行うことができるものとする。

(事務局)

第5条 事務局は、人権政策・男女共同参画課とし、会議に関する庶務を行う。

(守秘義務)

第6条 女性支援ネットワーク会議の構成員は、会議で知り得た個人情報等を職務以外で漏らしてはならない。職務を退いた後も同様とする。

(会議の非公開)

第7条 会議は、非公開とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、女性支援ネットワーク会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

さいたま市女性支援ネットワーク会議 代表者会議 構成員一覧

関係機関・団体名	
埼玉県	埼玉県警察本部 生活安全部 人身安全対策課
	埼玉県 県民生活部 人権・男女共同参画課
	埼玉県 県民生活部 男女共同参画推進センター
関係団体	埼玉弁護士会
さいたま市	市民局 市民生活部 市民生活安全課
	市民局 区政推進部
	保健衛生局 保健部 こころの健康センター
	福祉局 生活福祉部 生活福祉課
	福祉局 長寿応援部 高齢福祉課
	子ども未来局 子ども育成部 母子保健課
	子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所
	子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課
教育委員会 学校教育部 総合教育相談室	

別表2

さいたま市女性支援ネットワーク会議 実務者会議 構成員一覧

関係機関・団体名	
埼玉県	埼玉県警察本部 生活安全部 人身安全対策課
	埼玉県 県民生活部 男女共同参画推進センター
関係団体	埼玉弁護士会
	民間団体
さいたま市	市民局 市民生活部 市民生活安全課
	市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課
	保健衛生局 保健部 こころの健康センター
	子ども未来局 子ども家庭総合センター 北部・南部児童相談所
	各区区民課
	各区福祉課
	各区支援課
	各区高齢介護課
	各区保健センター
	教育委員会 学校教育部 総合教育相談室

さいたま市男女共同参画推進センター広報誌編集員設置要綱

(目 的)

第1条 さいたま市男女共同参画推進センターの事業を進めるにあたり、市と市民が協働し、市民参画による広報誌を発行するために編集員を設置する。

(構成員)

第2条 市内在住、在勤、及び在学者5名以内とする。

(任 期)

第3条 編集員の任期は、1年とする。原則として、任用期間は4月1日から翌年の3月31日までとし、再任は妨げない。

(編集員の役割)

第4条 編集員は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 広報誌「鐘の音」の編集員会議に出席し意見交換すること。
- (2) 編集員会議において割り当てられた誌面の原稿を作成すること。
- (3) 情報誌「You(ゆ)&Me(め)～夢～」の企画内容について検討すること。
- (4) その他編集に必要な業務に関すること。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。



令和6年度 事業概要

令和7年5月発行

編集・発行

さいたま市男女共同参画推進センター

(愛称：パートナーシップさいたま)

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-18
シーノ大宮センタープラザ3階

TEL 048-642-8107

FAX 048-643-5801

E-mail : danjo-kyodo-sankaku@city.saitama.lg.jp